

利根町下水道事業

経営戦略【案】

2025 年度 ～ 2034 年度
(令和 7 年度) (令和 16 年度)

利根町

令和 7 年 3 月

目 次

第1章 経営戦略策定方針.....	5
1-1 経営戦略策定の趣旨.....	5
1-2 経営戦略のイメージ.....	6
1-3 経営戦略の位置づけ.....	7
1-4 計画期間.....	7
第2章 下水道事業の現状と課題.....	8
2-1 下水道事業の現状.....	8
2-1-1 下水道事業の概要.....	8
2-1-2 施設の概要.....	10
2-1-3 組織・職員の概要.....	14
2-1-4 使用料の現状.....	15
2-1-5 処理区域内人口と普及率の現状.....	16
2-1-6 水洗化の現状.....	16
2-1-7 年間有収水量の現状.....	17
2-1-8 整備の現状.....	18
2-1-9 下水道使用料収入の現状.....	18
2-1-10 繰入金の現状.....	19
2-1-11 企業債残高の現状.....	19
2-2 経営指標による評価・分析.....	20
2-3 前回計画と実績の比較.....	26
2-4 下水道事業の課題.....	26
第3章 将来の事業環境の見通し.....	27
3-1 将来人口及び排水量（有収水量）の見通し.....	27
3-1-1 処理区域内人口と普及率の見通し.....	28
3-1-2 水洗化の見通し.....	28
3-1-3 年間有収水量の見通し.....	29
3-1-4 下水道使用料収入の見通し.....	29
3-2 施設の見通し.....	30
3-3 組織の見通し.....	31
第4章 経営の基本方針.....	32
4-1 公共下水道事業経営の基本理念.....	32
4-2 公共下水道事業経営の基本方針.....	32
4-3 基本方針を達成するための取組.....	32
4-3-1 効率化・健全化のための取組.....	33

4-3-2 抜本的改革への取組.....	34
4-3-3 その他の取組.....	34
4-3-4 防災・減災対策の取組.....	35
4-4 経費回収率の向上のためのロードマップ.....	35
第5章 投資・財政計画.....	36
5-1 投資計画.....	36
5-2 財政計画.....	38
5-3 投資以外の経費について.....	38
5-4 収支計画策定の条件と考え方について.....	39
5-5 収益的収支の見通し.....	41
5-6 資本的収支の見通し.....	42
5-7 経営指標の見通し.....	43
5-7-1 経常収支比率.....	43
5-7-2 流動比率.....	43
5-7-3 企業債残高対事業規模比率.....	44
5-7-4 経費回収率.....	44
5-7-5 污水处理原価.....	45
5-7-6 有形固定資産減価償却率.....	46
5-7-7 一般会計繰入金.....	46
5-8 経営指標等の目標値.....	47
5-9 下水道使用料適正化財政シミュレーション.....	48
5-9-1 使用料適正化を行った場合の下水道使用料の見通し.....	49
5-9-2 使用料適正化を行った場合の経費回収率の見通し.....	49
5-9-3 使用料適正化を行った場合の一般会計繰入金の見通し.....	50
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	53
6-1 進捗管理及び見直しの方法.....	53
《用語集》.....	54

第1章 経営戦略策定方針

1-1 経営戦略策定の趣旨

下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増すことが予想されます。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26（2014）年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「経営戦略」の策定推進について」（平成28（2016）年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）及び「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31（2019）年3月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の策定に取り組むことが求められました。

さらに、「経営戦略」の改定推進について」（令和4（2022）年1月25日付総務省自治財政局公営企業課長等通知）では、質を向上させるための取組として、人口減少や物価上昇等を反映した経営戦略の見直しを令和7（2025）年度までに実施することが要請されています。

本町においては、令和2（2020）年3月に「利根町公共下水道事業経営戦略」を策定し、本年で4年が経過しました。今回、総務省からの要請により人口3万人未満の地方自治体が行う下水道事業等についての地方公営企業法適用の移行を令和5（2023）年度で完了したこともあり、これまでの取組を評価するとともに、様々な社会情勢の変化に伴う財政計画の見直し等も踏まえた実効性のある計画とするため、本計画の見直しを行いました。

図表 1-1 経営戦略策定に関する国の動き

通知		通知名	概要
平成26(2014)年8月29日付	総財公第107号 総財営第73号 総財準第83号	公営企業の経営に当たっての留意事項について	公営企業に対し経営戦略の策定の要請
平成28(2016)年1月26日付	総財公第10号 総財営第2号 総財準第4号	「経営戦略」の策定推進について	令和2(2020)年度までに策定率を100%とする
平成31(2019)年3月29日付	総財公第45号 総財営第34号 総財準第52号	「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について	「経営戦略策定・改定ガイドライン」 「経営戦略策定・改定マニュアル」の公表
令和4(2022)年1月25日付	総財公第6号 総財営第1号 総財準第2号	「経営戦略」の改定推進について	令和7(2025)年度までに見直し率を100%とする

（総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）

1-2 経営戦略のイメージ

本町の下水道事業は、下水の安全かつ適切な排除及び公共用水域の水質保全を図り快適な生活環境を確保するため、公共下水道事業を行っております。事業を取り巻く環境としましては、過去の下水道施設建設に係る地方債の償還が進む一方で、人口減少や節水機器の普及等による料金収入の減少や、下水道施設が今後本格的に更新時期を迎えようとしている等、様々な経営課題が顕在化しています。

こうした中、公共下水道事業を将来に渡って安定的かつ効率的に運営し続けるために、「投資」と「財政」の両面から今後の経営の方向性を明らかにし、経営基盤の強化を図ることが、経営戦略の策定目的です。

① 投資試算の検討

下水道施設・設備の合理的な投資の見通しであり、計画期間において必要な投資額を試算します。

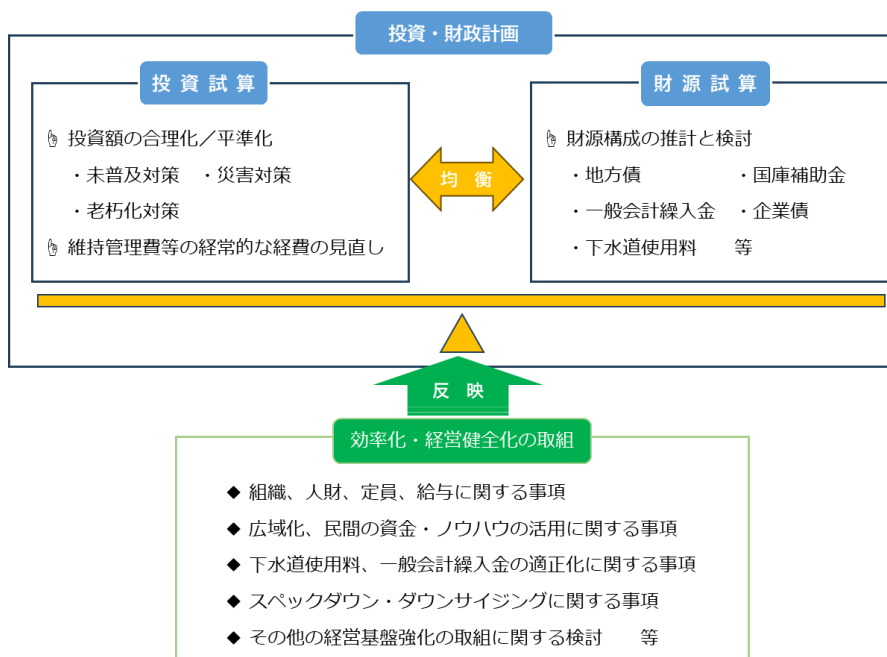
② 財源試算の検討

投資試算を踏まえて、必要な財源（料金、企業債、内部留保資金、一般会計繰入金など）についての適切な水準・構成を検討します。

③ 効率化・経営健全化の取組

投資と財源が収支均衡した「投資・財政計画」となるように、投資試算と財源試算の検討を行います。収支を均衡させるために、料金水準の大幅な引き上げや、将来世代への負担を負わせるような起債や投資の先送りがないよう、安定的に事業を継続していくための収支ギャップの解消に向け、効率化・経営健全化の取組に関して検討を行います。

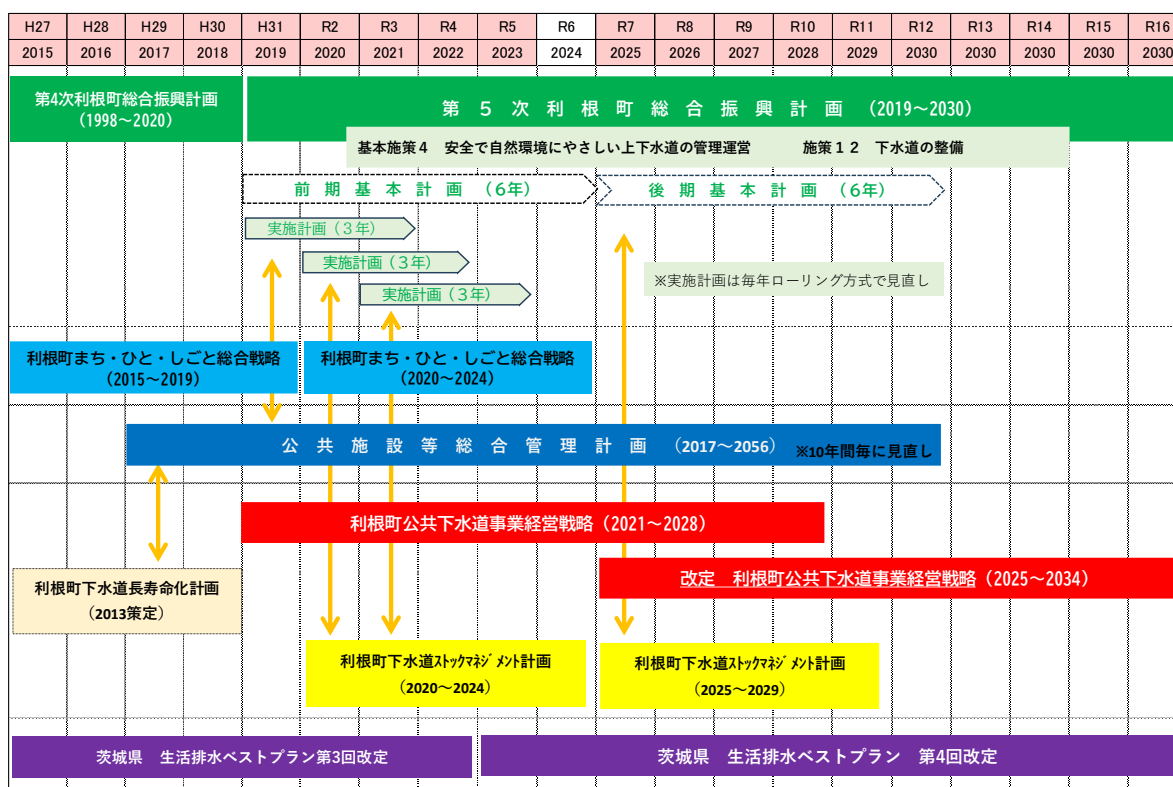
図表 1-2 経営戦略のイメージ



1-3 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、最上位計画の「第5次利根町総合振興計画」や「利根町まち・ひと・しごと総合戦略」「公共施設等総合管理計画」との整合性を図るとともに、下水道事業で策定した「利根町下水道ストックマネジメント計画」の内容を反映し、財政的な裏付けのもと実現可能な計画として結びつけながら、将来にわたり安定的に事業を継続していくための収支均衡を図る中長期的な経営の基本計画となります。

図表 1-3 計画の位置づけ



1-4 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。また、長期目標を設定するために、令和7（2025）年度から令和36（2054）年度の30年間の試算期間とし、複数の検討パターンによる可能な限り長期間の将来試算を行います。

- 計画期間：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度
- 試算期間：令和7（2025）年度から令和36（2054）年度

第2章 下水道事業の現状と課題

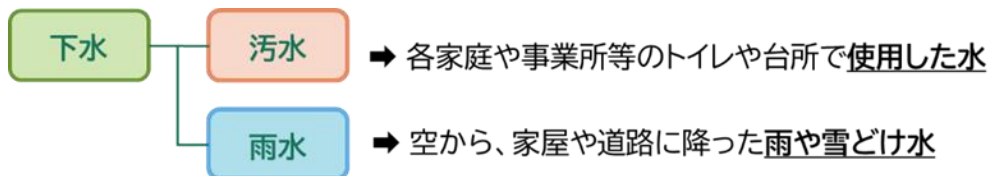
2-1 下水道事業の現状

2-1-1 下水道事業の概要

下水道事業は、「水害防除」「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を大きな目的として事業が実施されています。

降った雨を速やかに雨水管に流すことによって浸水被害を防ぐ役割を担っております。また、いったん使われた水は汚れてしまい、このまま流してしまうと生活環境が悪化し、川や海が汚染される原因になります。下水道はこのような汚れた水を処理場に集めて、きれいな水にして川や海に戻す役割があります。

図表 2-1 下水道の役割



本町の公共下水道事業は、昭和 51（1976）年に建設事業に着手、昭和 52（1977）年 6 月より施設の供用を開始しました。この間、現在に至るまで度重なる事業計画の見直しを行い、現在は、事業計画として污水計画は 434.0ha、雨水計画は 439.2ha の認可を受け下水道施設の整備を鋭意進めており、令和 5（2023）年度末時点での污水整備済面積は 393.2ha となっています。

公共下水道事業の計画値及び令和 5（2023）年度末における現状値は以下に示す通りです。行政区域内人口のうち、公共下水道の処理区域内人口の割合である普及率は 88.4%、処理区域内人口のうち、実際に公共下水道へ接続して污水处理している人口の割合である水洗化率は 97.6%となっています。

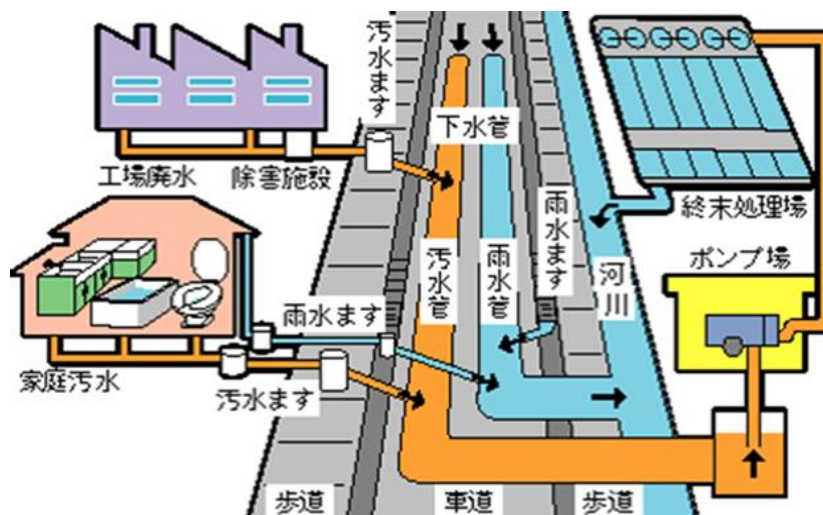
図表 2-2 利根町下水道事業の概要

区分	項目	単位	
供用開始年度	昭和52(1977)年度		
計画値	全体計画人口	人	15,798
	全体計画面積	ha	805
令和5（2023） 年度末現状値	行政区域内人口	人	15,271
	処理区域内人口	人	13,496
	水洗化人口	人	13,169
	行政区域面積	ha	2,486
	処理区域面積	ha	393
	普及率	%	88.4%
	水洗化率	%	97.6%

2-1-2 施設の概要

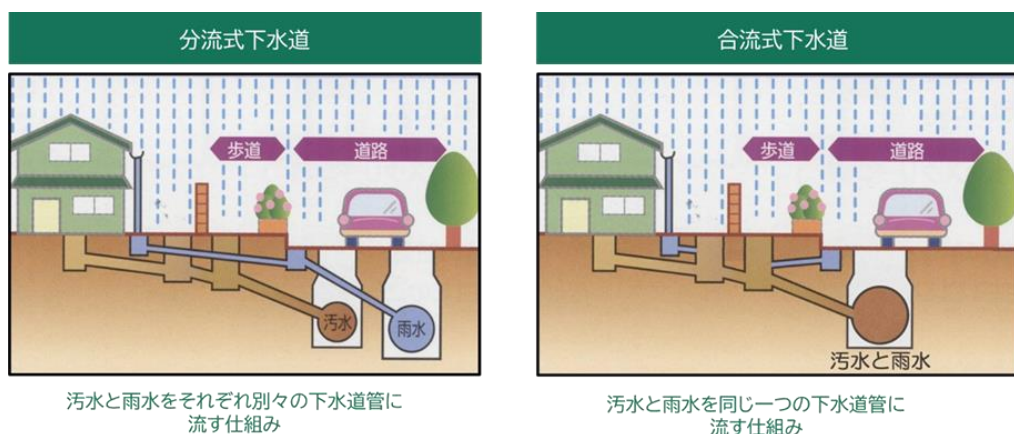
下水道とは、下水道法第2条第2号において『下水を排除するための設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く)、これに接続して下水を処理するために設けられるポンプ施設その他施設の総体をいう』と定義されており、排水施設(排水管・排水渠等)、処理施設(污水处理施設等)、補完施設(ポンプ施設等)から構成されています。

図表 2-3 下水道施設の構成



下水道施設には、汚水と雨水をそれぞれ別々の下水道管に流す「分流式」と汚水と雨水を同じ下水道管に流す「合流式」があります。昭和45(1970)年の下水道法改正以降、公共用水域の水質保全の観点より、「分流式」が採用されています。

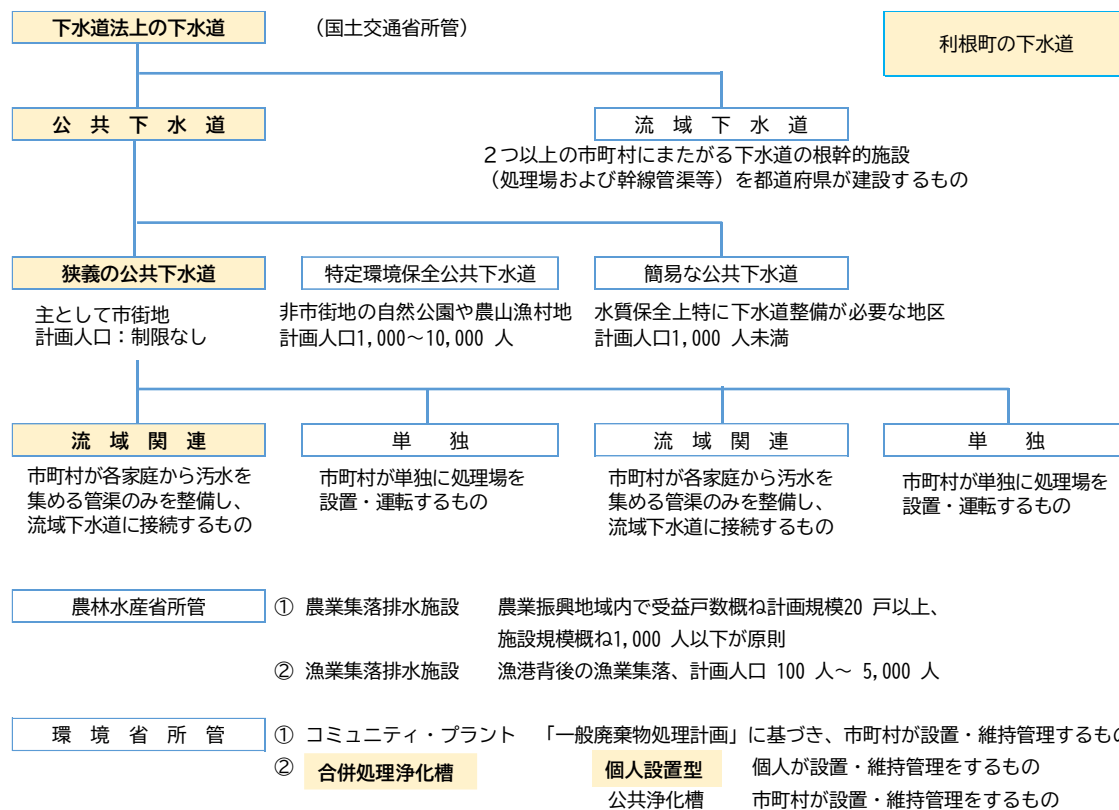
図表 2-4 合流式と分流式



下水道の種類は、下水道法により、「公共下水道」と「流域下水道」と「都市下水路」の三つに分けられ、「公共下水道」と「都市下水路」は市町村が建設や維持管理を行い、また、「流域下水道」は都道府県が建設や維持管理を行います。

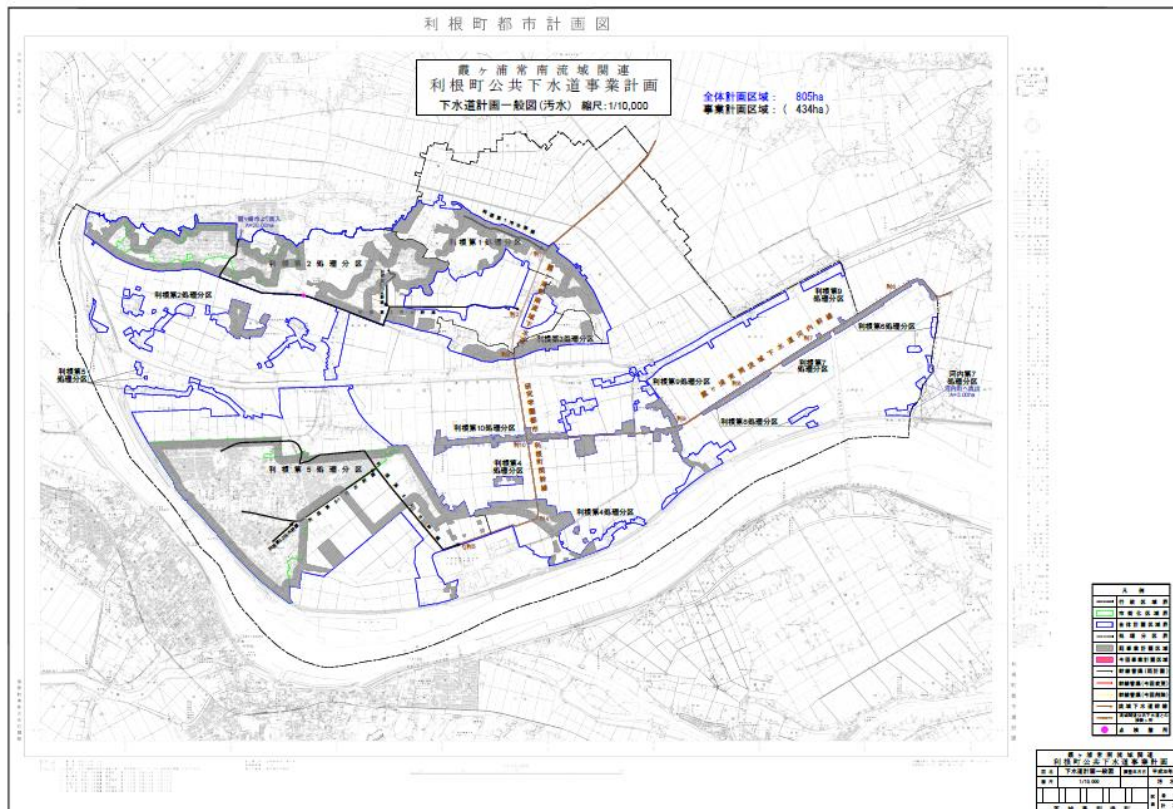
本町は、各家庭から污水を集める管渠のみを整備し、流域下水道に接続をしております。また、一部の地域においては、個人で合併処理浄化槽を設置・維持管理しております。

図表 2-5 下水道の種類



本町の公共下水道は10処理分区からなり、茨城県が設置する霞ヶ浦常南流域下水道に接続している流域関連公共下水道です。汚水処理は流域下水道の処理施設である利根浄化センターで行っています。

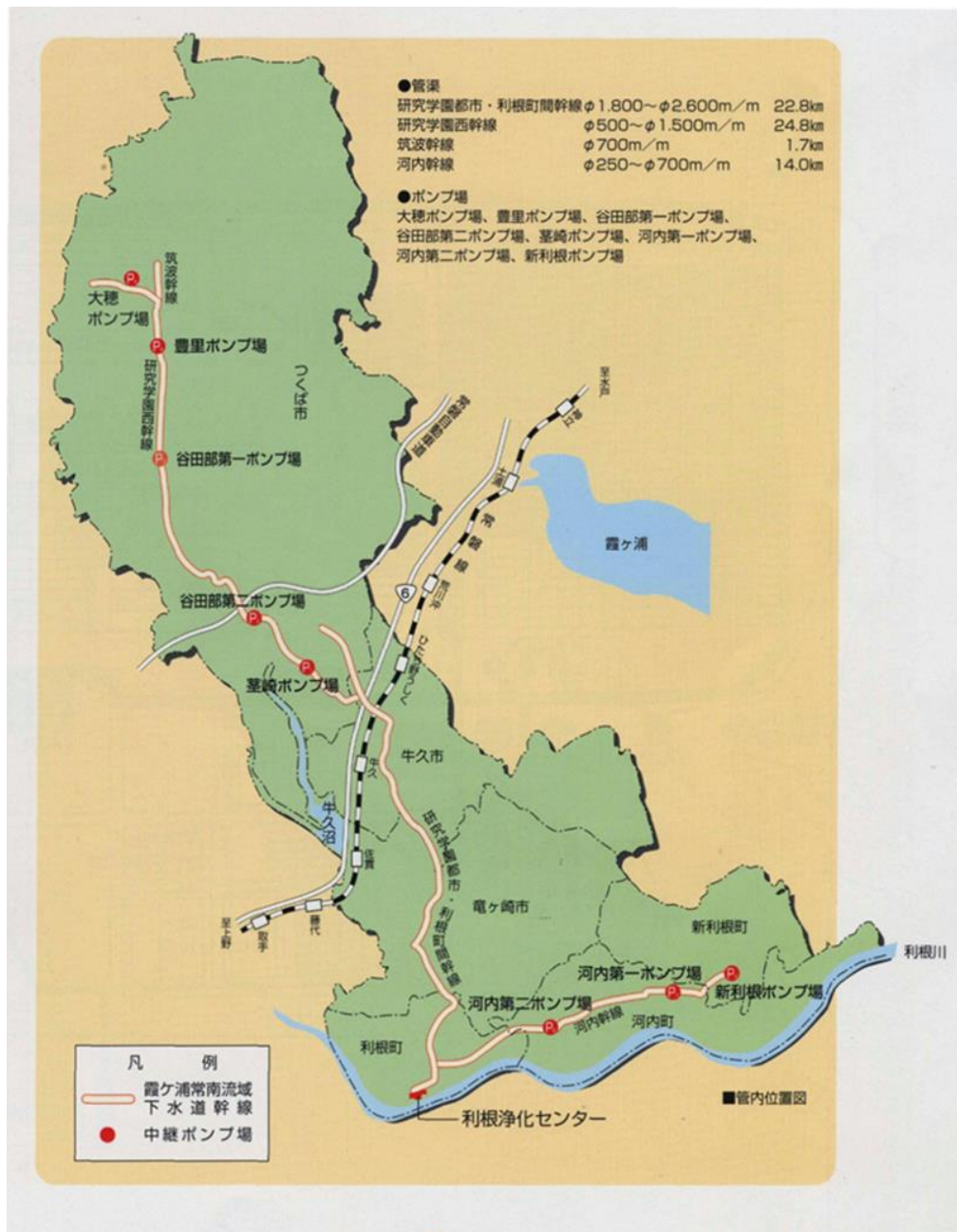
図表 2-6 茨城県内の流域下水道事業区域図



出典：霞ヶ浦常南流域関連 利根町公共下水道事業計画

利根浄化センターで管轄している霞ヶ浦常南流域下水道事業は、筑波研究学園都市があるつくば市から、牛久市、龍ヶ崎市を経て利根町に至る地域及び河内町、稲敷市(旧新利根町)の4市2町を対象地区としています。また、施設全体のイメージは、中継ポンプ場はつくば市5箇所・河内町2箇所・稲敷市1箇所の計8箇所を有し、幹線管渠(研究学園都市利根町間幹線・研究学園西幹線・筑波幹線及び河内幹線)の総延長は約63キロメートルです

図表 2-7 霞ヶ浦常南流域下水道計画図

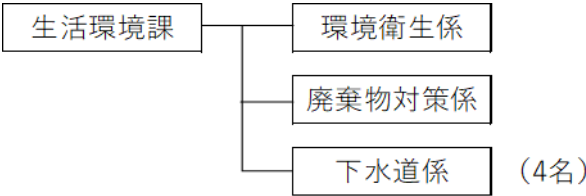


出典：茨城県流域下水道事務所ホームページ

2-1-3 組織・職員の概要

本町の下水道事業の組織体制は、生活環境課下水道係から構成されています。令和 6（2024）年 4 月 1 日時点で職員数は 4 名であり、うち 1 名が再任用職員となっています。

図表 2-8 利根町生活環境課 組織図



図表 2-9 事務の分担

課等	係名	事務分掌
生活環境課	環境衛生係	公害苦情相談及び処理、霞ヶ浦水質浄化、犬の登録、町営霊園、上水道、空き家対策、空き家・空き地バンク 等
	廃棄物対策係	ごみの減量化推進、リサイクル、廃棄物減量等推進審議会 等
	下水道係	1 下水道の調査及び計画に関すること。 2 下水道の認可申請に関すること。 3 下水道の設計及び工事に関すること。 4 下水道の竣工検査の事務に関すること。 5 下水道の維持管理に関すること。 6 下水道工事に伴う物件補償に関すること。 7 受益者負担金の賦課徴収に関すること。 8 水洗化の促進及び助成に関すること。 9 下水道の水質検査に関すること。 10 下水道使用料に関すること。 11 排水設備計画等の受付、指導及び許可に関すること。 12 排水設備の竣工検査の事務に関すること。 13 流域下水道協議会に関すること。 14 下水道台帳の整備に関すること。 15 工事指定店の指定及び指導に関すること。 16 下水道の啓発に関すること。 17 開発行為等協議における下水道との調整に関すること。 18 下水道事業の統計調査に関すること。 19 下水道関係団体との連絡調整に関すること。 20 浄化槽の設置及び管理指導に関すること。

2-1-4 使用料の現状

本町の下水道使用料体系は、以下に示すとおりです。使用量（排水量）の多寡にかかわらず、単価を均一とした単一型従量料金制を採用しています。なお、井戸水の使用については認定水量制を採用し、井戸水のみの場合には一人当たり1か月6㎥、併用使用時は一人当たり1か月6㎥の井戸の認定水量と水道使用水量を比較して多い方を使用量としています。

◆下水道使用料金の算出方法

水道水使用水量×120 円／㎥（税抜）＝下水道料金

「条例上の使用料」と「実質的な使用料」を比較するため、20 ㎥あたりのそれぞれの使用料を以下に示しております。条例上の使用料は、実際に下水道使用料として賦課している 20 ㎥あたりの金額であり、実質的な使用料とは、1 年間の料金収入の総額を年間有収水量の総量で除し、20 ㎥を乗じて算定した金額であります。

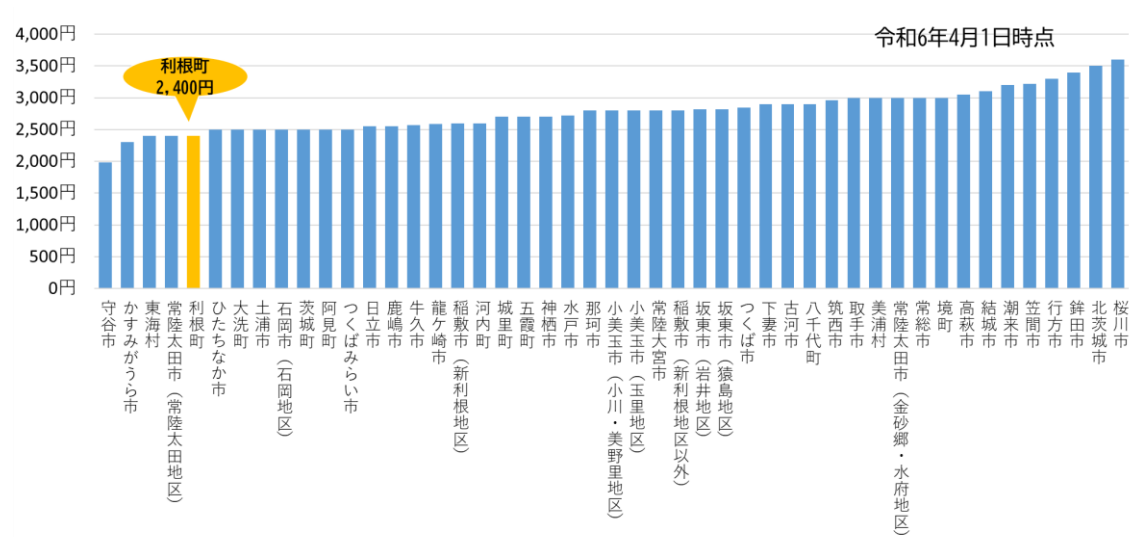
令和 5（2023）年 4 月 1 日時点における条例上の使用料（一般家庭における 20 ㎥当りの使用料）は 2,400 円（税抜）となります。供用開始以降、料金改定は実施しておりません。

図表 2-10 条例上の使用料及び実質的な使用料 一般用（税抜）

年度	条例上	実質的
令和3年度	2,400円	2,393円
令和4年度	2,400円	2,396円
令和5年度	2,400円	2,394円

本町の一般家庭用 20 ㎥使用時の使用料 2,400 円を県内の団体と比較すると、下位から 5 番目と低い水準にあります。

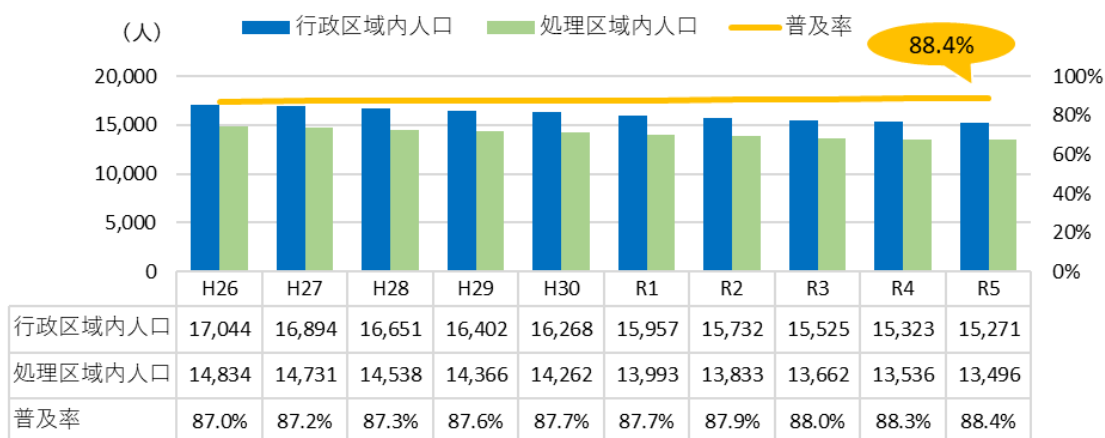
図表 2-11 条例上の使用料 一般用（税抜）茨城県内比較



2-1-5 処理区域内人口と普及率の現状

令和 5（2023）年度における本町の行政区域内人口は 15,271 人、処理区域内人口は 13,496 人であり、行政区域内人口の処理区域内人口の割合である普及率は 88.4%となっております。処理区域人口の減少割合以上に行政区域内人口が減少しており、普及率は緩やかに上昇する傾向にあり平成 26（2014）年度に比べ 1.4%上昇しました。

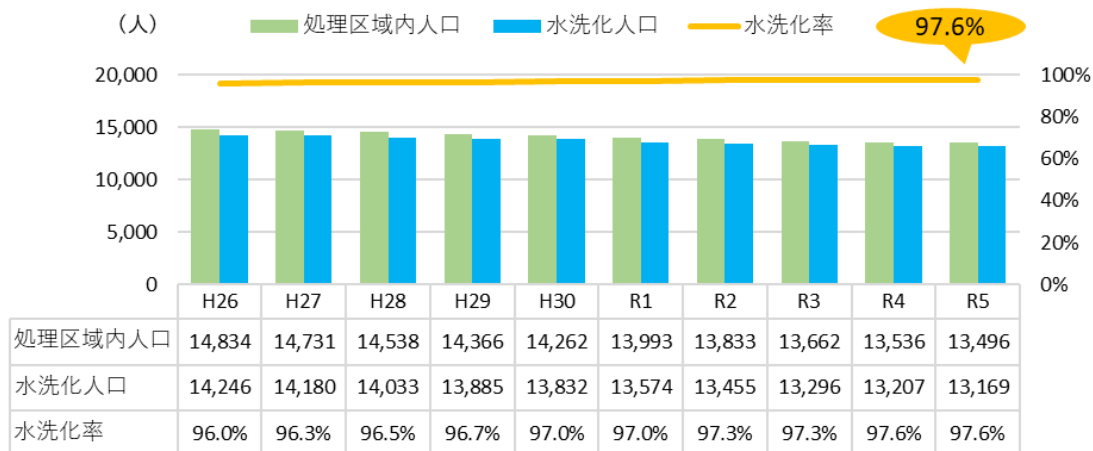
図表 2-12 行政区域内人口と処理区域内人口および普及率の推移



2-1-6 水洗化の現状

実際に下水道に接続し使用している人口である水洗化人口は、令和 5（2023）年度における本町の水洗化人口は 13,169 人であり、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合である水洗化率は 97.6%と高い水準となっており、平成 26（2014）年度に比較し 1.6%上昇しました。

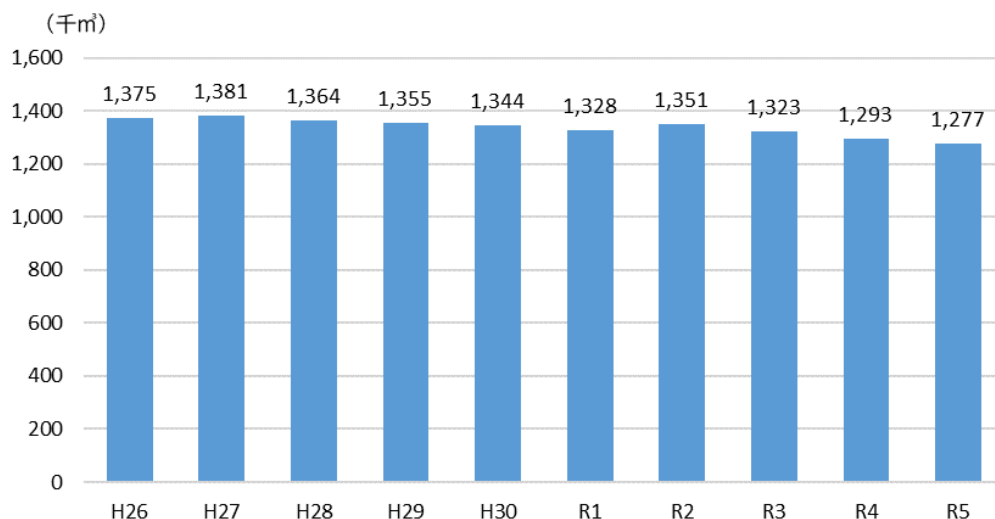
図表 2-13 処理区域内人口と水洗化人口および水洗化率の推移



2-1-7 年間有収水量の現状

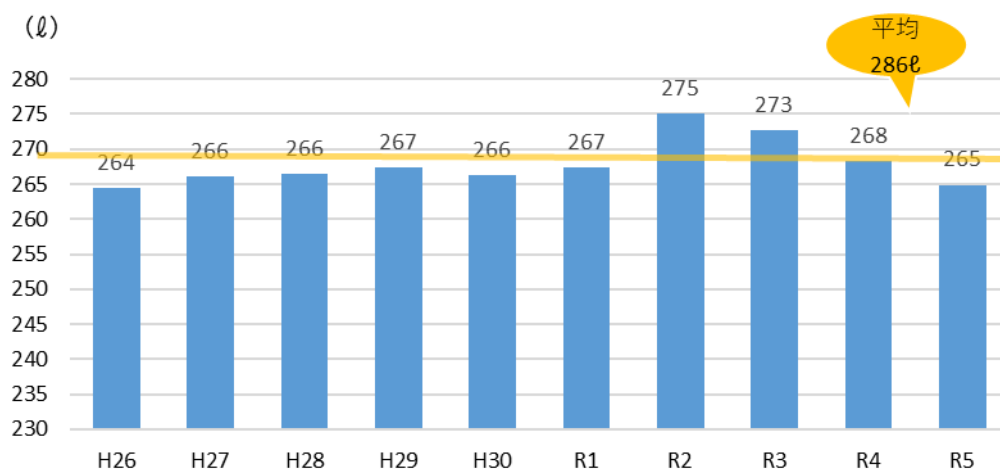
令和 5（2023）年度における本町の年間排水量は 1,277 千 m^3 です。普及率及び水洗化率は上昇する傾向にありますが、それ以上に人口減少の影響を受け 10 年前の平成 26（2014）年度と比較すると 98 千 m^3 減少しています。

図表 2-14 年間有収水量の推移



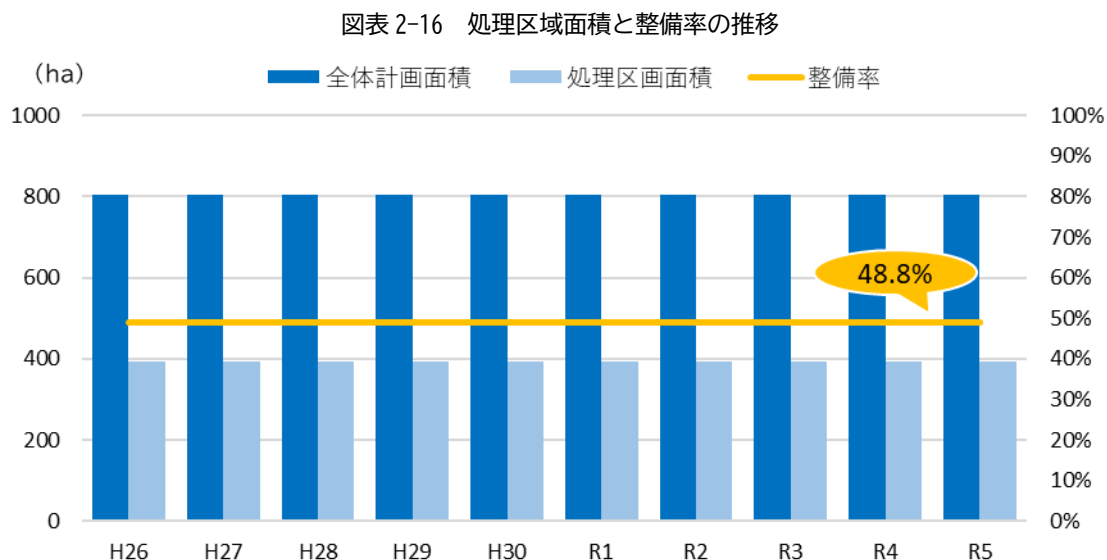
また、年間排水量を水洗化人口と 1 年間の日数で除した一人一日当たりの排水量は、令和 5（2023）年度において 265.0 ℓ となっています。直近の 10 年間は 268 ℓ 前後で推移しておりますが、特に令和 2（2020）、3（2021）年度はコロナ禍による生活様式の変化により使用水量が増加し平均より高い値となっています。

図表 2-15 一人一日当たり有収水量の推移



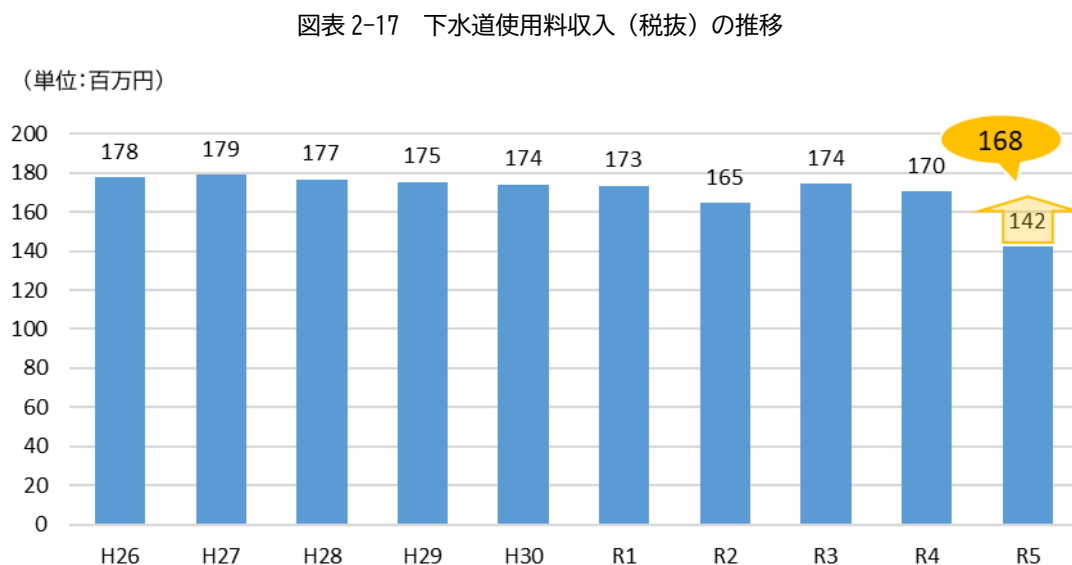
2-1-8 整備の現状

令和 5(2023)年度末における公共下水道の処理区域面積は 393ha であり、全体計画面積の 805ha に対し整備率は 48.8%となっております。



2-1-9 下水道使用料収入の現状

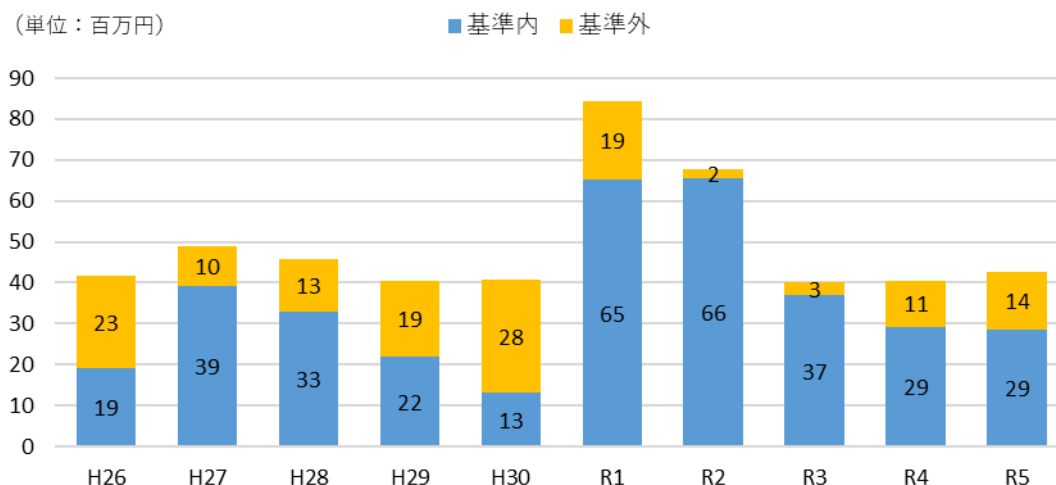
令和 2 (2020) 年度の下水道使用料収入はコロナ禍により減少しております。令和 5 (2023) 年度の下水道使用料収入は 142 百万円 (税抜) ですが、法適用化移行に伴い、出納整理期間の令和 5 (2023) 年度分下水道使用料が含まれていないため大きく減少しており、出納整理期間の収入を加算すると 168 百万円となります。



2-1-10 繰入金の現状

令和 5(2023)年度の公共下水道事業の一般会計からの繰入金は約 43 百万円となっています。一般会計繰入金は、公費で負担すべき「基準内繰入」と本来であれば企業の自己財源で負担すべき「基準外繰入」があります。令和 1（2019）年度、令和 2（2020）年度は公費で負担すべき雨水の負担金が大きく増加しました。

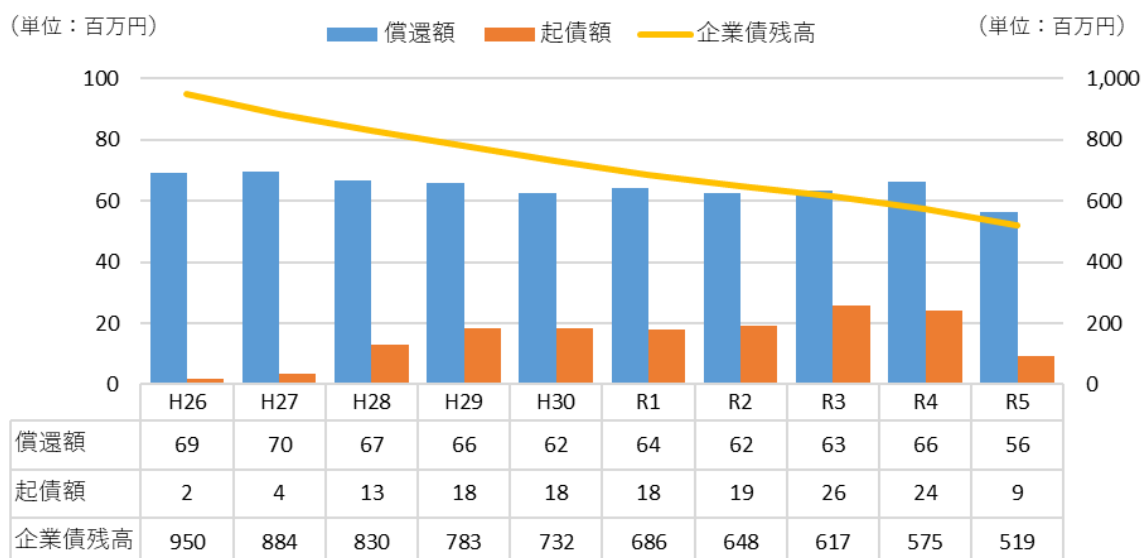
図表 2-18 一般会計繰入金の推移



2-1-11 企業債残高の現状

令和 5（2023）年度末の企業債残高は 519 百万円であり、償還額が起債額を上回り年々企業債残高は減少しています。

図表 2-19 企業債残高の推移



2-2 経営指標による評価・分析

総務省が公表する経営比較分析表の各経営指標について、本事業の平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度の指標を決算の状況から整理しました。あわせて、類似団体の平均値と比較して、評価・分析しました。

図表 2-20 経営指標一覧

法非適用企業

項目		単位	望ましい動き	計算式	指標の意味
経営の健全性	① 収益的収支比率	%	↑	総収益/総費用－地方債償還金 ×100	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	② 企業債残高対事業規模比率	%	↓	(企業債現在高合計－一般会計負担額) / (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
経営の効率性	③ 経費回収率	%	↑	使用料収入/汚水処理費※（公費負担分を除く） ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
	④ 汚水処理原価	円	↓	汚水処理費※（公費負担分を除く） /年間有収水量	有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。
	⑤ 施設利用率	%	↑	晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力 ×100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
	⑥ 水洗化率	%	↑	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

※汚水処理費は、維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金）に分けられる

法適用企業

項目		単位	望ましい動き	計算式	指標の意味
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	経常収益/経常費用 ×100	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	② 累積欠損金比率	%	↓	当年度未処理欠損金/ (営業収益－受託工事収益) ×100	営業活動により発生した赤字として過去に発生した損失で、利益で補てんできず累積した額の状況を示します。
	③ 流動比率	%	↑	流動資産/流動負債 ×100	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示します。
	④ 企業債残高対事業規模比率	%	↓	(企業債現在高合計－一般会計負担額) / (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
経営の効率性	⑤ 経費回収率	%	↑	使用料収入/汚水処理費※（公費負担分を除く） ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
	⑥ 汚水処理原価	円	↓	汚水処理費※（公費負担分を除く） /年間有収水量	有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。
	⑦ 施設利用率	%	↑	晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力 ×100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
	⑧ 水洗化率	%	↑	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。
老朽化の状況	⑨ 有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 ×100	%	↓	有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 ×100	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度を表した指標です。
	⑩ 管渠老朽化率	%	↓	法定耐用年数を経過した管渠延長/ 下水道布設延長×100	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度を表している指標です。
	⑪ 管渠改善率	%	↑	改善（更新・改良・維持）管渠延長/ 下水道布設延長×100	当該年度に更新した管渠延長の割合を表し、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標です。

※汚水処理費は、維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（汚水に係る企業債利息及び減価償却費）に分けられる

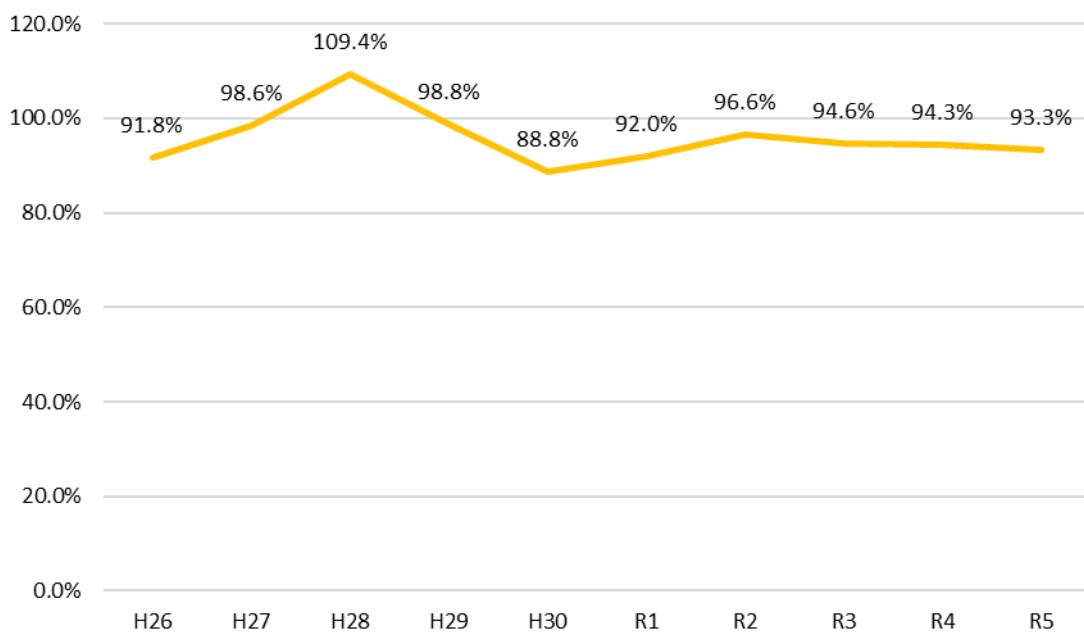
① 収益的収支比率（望ましい向き「↑」）

【指標の意味】 ・当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。

【分析の考え方】 ・100%以上（＝黒字）が必要です。

$$\text{収益的収支比率（\%）} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

図表 2-21 収益的収支比率の推移



令和 5（2023）年度は、総収益が総費用に地方債償還金を加えた費用を下回り 93.3%となりました。

※令和 5（2023）年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、決算書の数値に、出納整理期間（4～5 月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

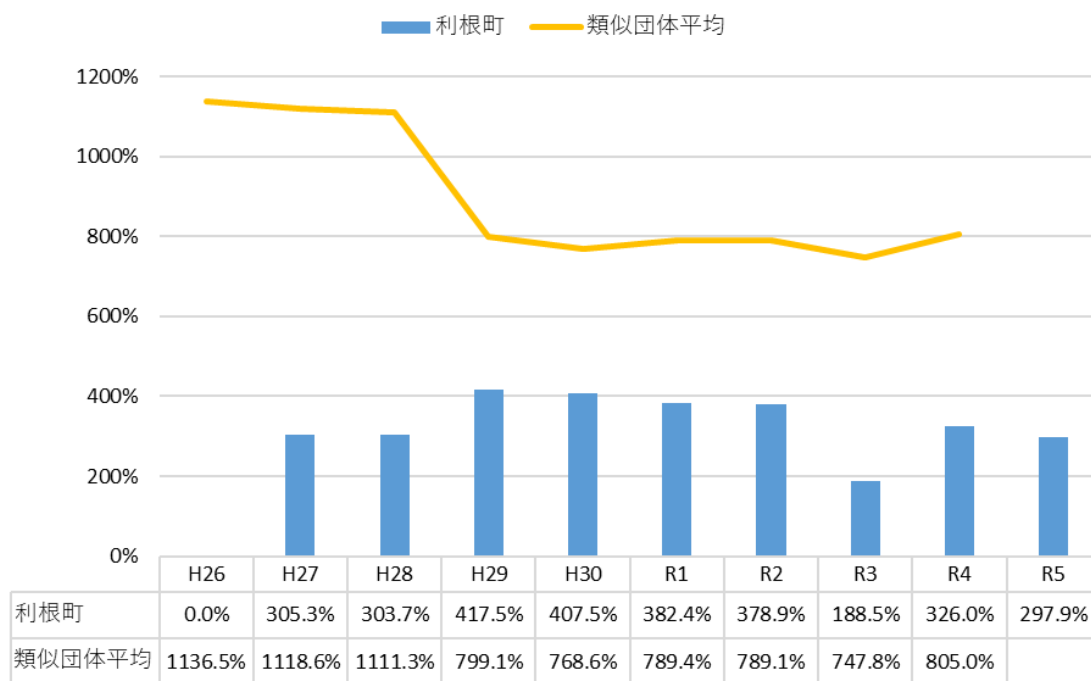
② 企業債残高対事業規模比率（望ましい向き「↓」）

【指標の意味】 ・ 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】 ・ 経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握分析します。

$$\text{企業債残高対事業規模比率（\%）} = \frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

図表 2-22 企業債残高対事業規模比率の推移



類似団体平均値と比較すると、令和4（2022）年度は326％であり平均値（805％）の半分以下と低い水準です。下水道施設の約5割を受贈財産が占め、他団体に比べ企業債残高が少ないことなどが影響しています。

※令和5（2023）年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

③ 経費回収率（望ましい向き「↑」）

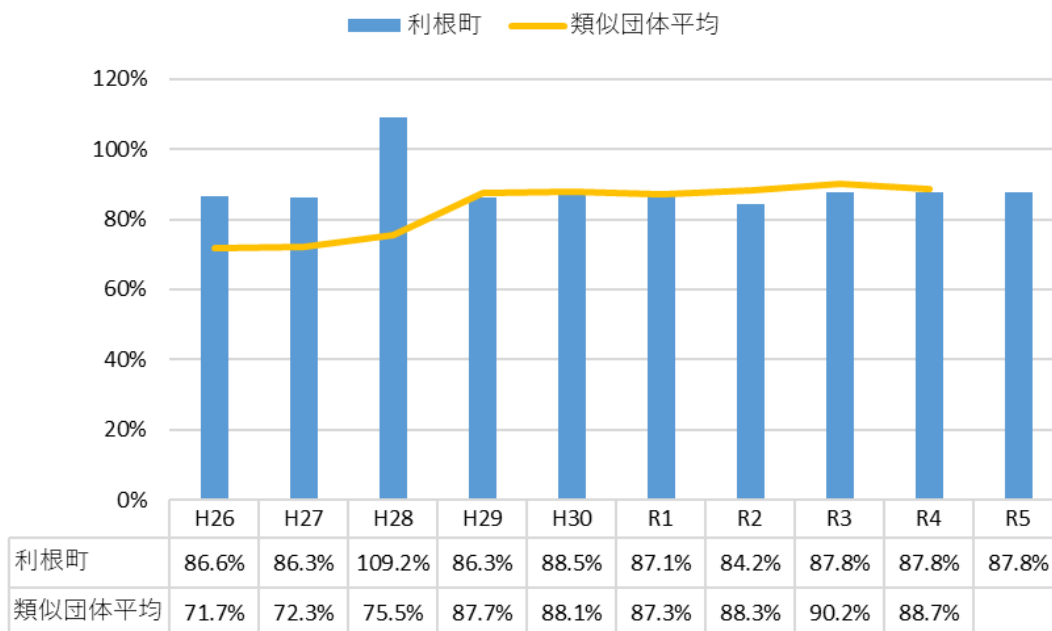
【指標の意味】・ 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。

【分析の考え方】・ 100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われています。

・ 適切な使用料収入の確保ができていないか分析します。

$$\text{経費回収率（\%）} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

図表 2-23 経費回収率の推移



平成 28（2016）年度においては管渠費の修繕費が減少したため、経費回収率が 100%を超えましたが、例年は 90%弱の水準です。類似団体と比較し平均的な経費回収率と言えますが、100%を下回っている状況であり、今後は適正な使用料収入を確保することで経費回収率の改善に繋がるよう、料金改定を視野に入れた検討をする必要があると言えます。

※令和 5（2023）年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、

決算書の数値に、出納整理期間（4～5 月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

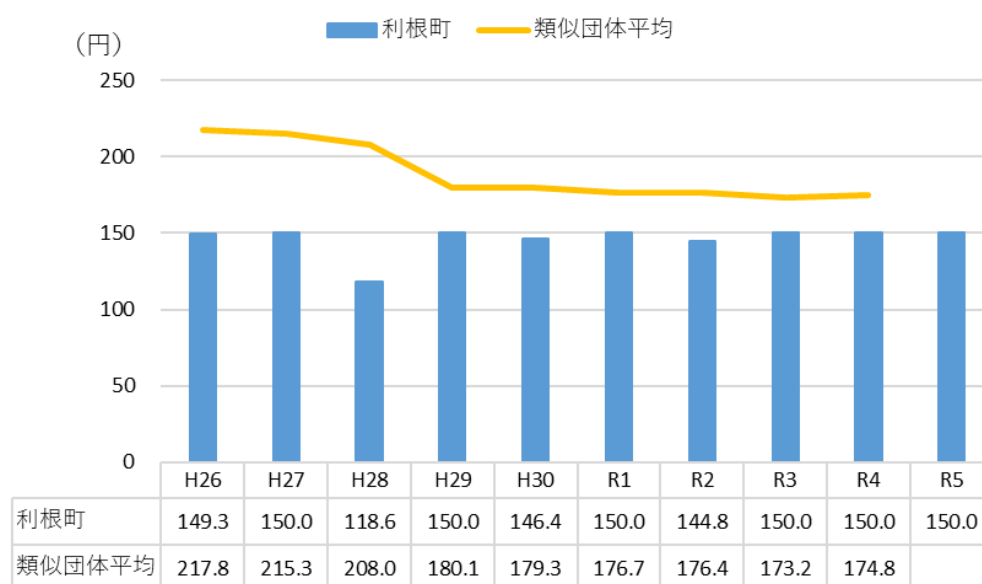
④ 汚水処理原価（望ましい向き「↓」）

【指標の意味】 ・有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。

【分析の考え方】 ・明確な基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等を行います。
・高い値の場合は、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要です。

$$\text{汚水処理原価（円）} = \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$$

図表 2-24 汚水処理原価の推移



本町の汚水処理原価は類似団体の平均と比較し低い水準です。これは下水道施設の約半分を受贈財産が占めるため、汚水処理費が低く抑えられているためです。平成 28（2016）年度は、管渠費の修繕費が減少したため汚水処理原価が低くなりました。

※令和 5（2023）年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、決算書の数値に、出納整理期間（4～5 月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

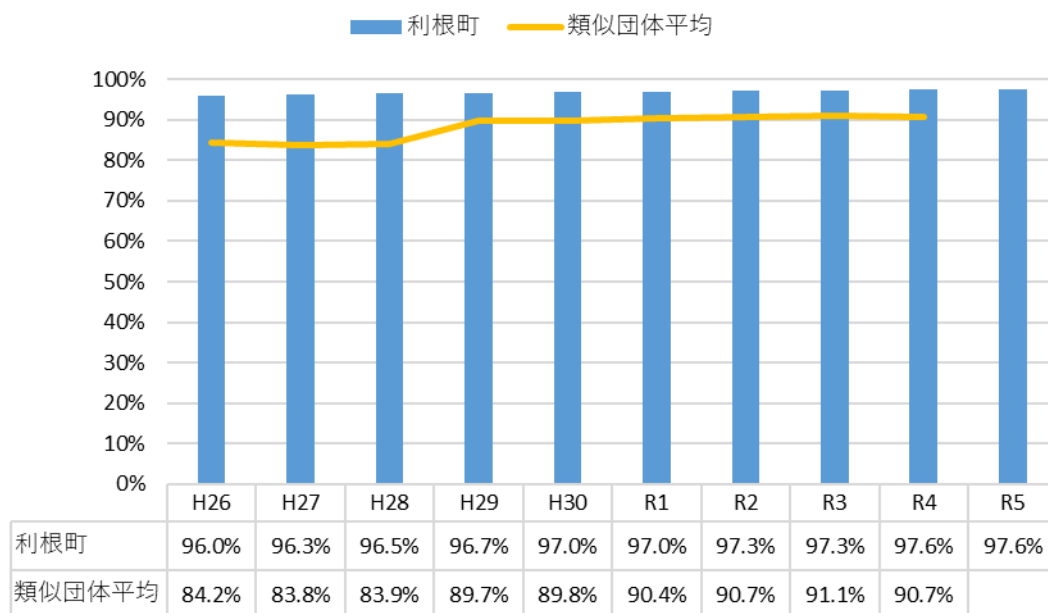
⑤ 水洗化率 (%) (望ましい向き「↑」)

【指標の意味】 ・現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】 ・一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じるおそれがあります。使用料収入の適正化を図るため、水洗化率向上の取組みが必要です。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

図表 2-25 水洗化率の推移



本町の水洗化率は類似団体平均値に比べ高く、平成 26（2014）年度の 96.0%から令和 5（2023）年度までに 1.6%増加の 97.6%となりました。

2-3 前回計画と実績の比較

前回策定（令和2（2020）年3月）の経営戦略における見込み値と実績の比較は、下記に示す通りです。令和5（2023）年度の経費回収率は、87.8%と見込みより少し低い数値となっております。

地方債残高、一般会計繰入金は、見込みより低い数値となっております。今後、水洗化人口の減少による使用料収入の減少、事業投資や維持管理における近年の物価上昇の影響を考慮しつつ事業運営を検討していく必要があると言えます。

図表 2-26 実績と前回計画値の比較

項目	単位	令和5（2023）年度		
		実績	前回計画時 見込み	差異
経費回収率	%	87.8%	89.9%	-2.1%
使用料単価	円	131.68	129.43	2
污水处理原価	円	150.00	143.95	6
水洗化率	%	97.6%	97.8%	-0.2%
地方債残高	千円	519,006	538,406	-19,400
一般会計繰入金	千円	42,788	77,926	-35,138

2-4 下水道事業の課題

本町は、下水道施設の更新や、料金収入の減少リスク等の様々な経営課題を抱えております。将来の世代の負担が過剰にならないよう、事業投資の効率化と平準化を図りながら、必要な財源（料金、企業債、内部留保資金、一般会計繰入金など）については適切な水準と構成を考え、特に経費回収率が100%を下回る状況が続くため、維持管理費等の污水处理費の抑制を図りつつ、適正な使用料金の検討を行い、収入と支出のバランスを均衡させる必要があります。

今後施設の老朽化に伴い改築や更新の費用も増加していきます。改築・更新に備えた財源を安定的に確保するとともに、特定の時期に更新が集中しないようストックマネジメントの考え方に基づく投資を実施していく必要があります。

第3章 将来の事業環境の見通し

3-1 将来人口及び排水量（有収水量）の見通し

財源試算の前提条件となる将来人口及び排水量（有収水量）の見通しについては、下記の将来設定条件に基づき推計しました。

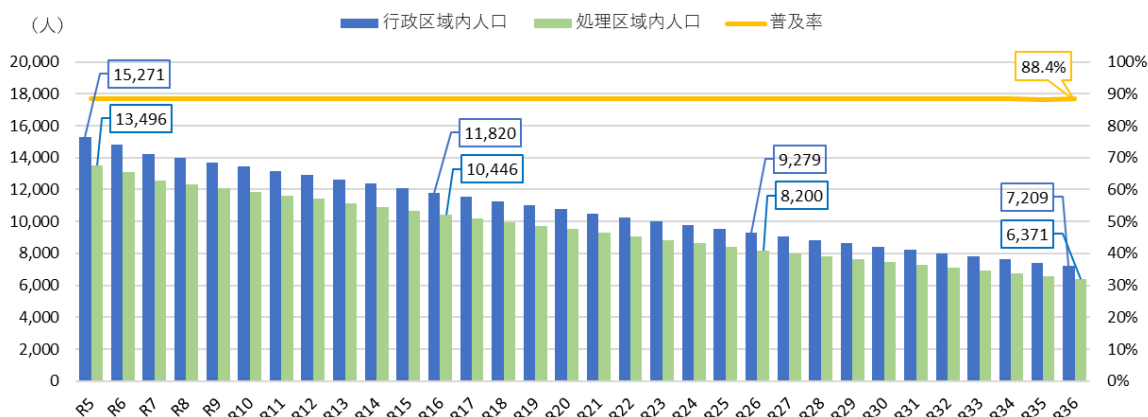
表 3-1 将来予測の条件

推計期間	令和 7（2025）年度～令和 37（2055）年度
行政区域内人口	国立社会保障・人口問題研究所の令和 5（2023）年度推計値を採用。 5 年毎の推計値のため、間の年度は直線補完にて推計。
処理区域内人口	行政区域内人口の減少率に応じた処理区域内人口の減少を見込んだ。
水洗化人口	行政区域内人口の減少数に、令和 5（2023）年度実績の水洗化率 97.58%を乗じて減少を見込んだ。
年間有収水量	一人当たり有収水量（令和 5（2023）年度実績）96.95 m ³ に水洗化人口を乗じて求めた。

3-1-1 処理区域内人口と普及率の見通し

行政区域内人口は年々減少し、経営戦略の計画期間終了年度である令和 16（2034）年度には約 3 千人減少し 11,820 人、30 年後の令和 36（2054）年度には 7,209 人と約半減となる見通しです。処理区域内人口は、行政区域内人口の減少割合に合わせて試算をしています。また、普及率は 88.4%と現状維持する見通しです。

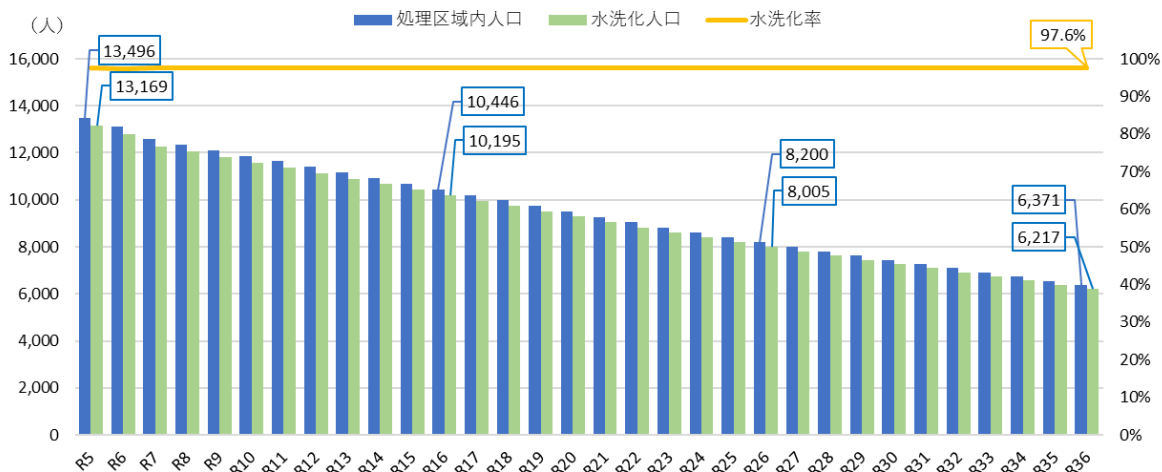
図表 3-2 行政区域内人口と処理区域内人口および普及率の見込み



3-1-2 水洗化の見通し

水洗化人口は、行政区域内人口の減少割合に合わせ、水洗化率は現状維持の 97.6%にて試算しました。人口減少の影響により年々減少し、令和 16(2034)年度には 10,195 人、令和 36(2054)年度には 6,217 人まで減少する見通しです。

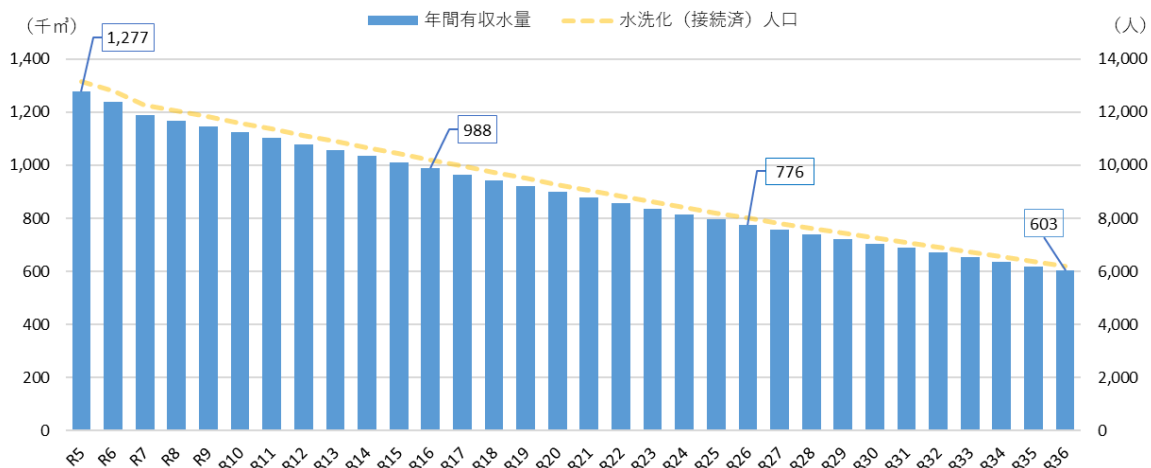
図表 3-3 処理区域内人口と水洗化人口および水洗化率の見通し



3-1-3 年間有収水量の見通し

一人当たり有収水量は現状から変動しないと予測しているため、年間有収水量は、水洗化（接続済）人口に連動する推移となります。人口の減少の影響を受け、令和 16（2034）年度には 988 千 m^3 、令和 36（2054）年度には 603 千 m^3 となる見通しです。

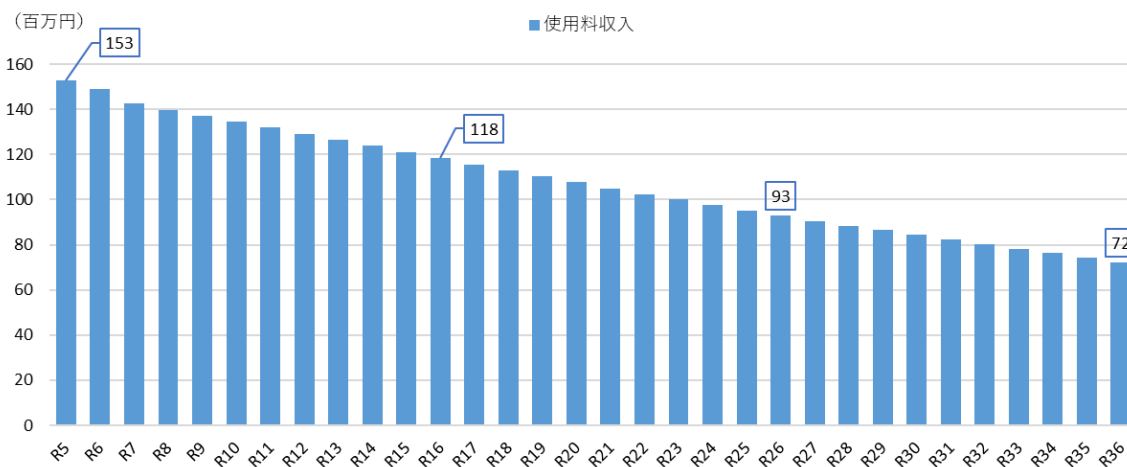
図表 3-4 年間有収水量の推移



3-1-4 下水道使用料収入の見通し

経営戦略の計画期間終了年度である令和 16（2034）年度における本町の下水道使用料収入（税抜）は、118 百万円となる見通しです。また、30 年後の令和 36（2054）年度には 72 百万円となる見通しです。

図表 3-5 下水道使用料収入（税抜）の見通し

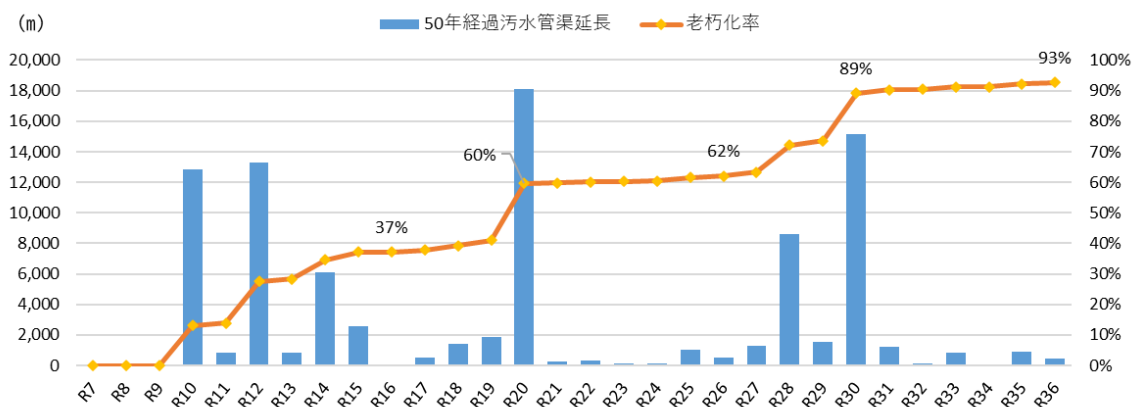


3-2 施設の見通し

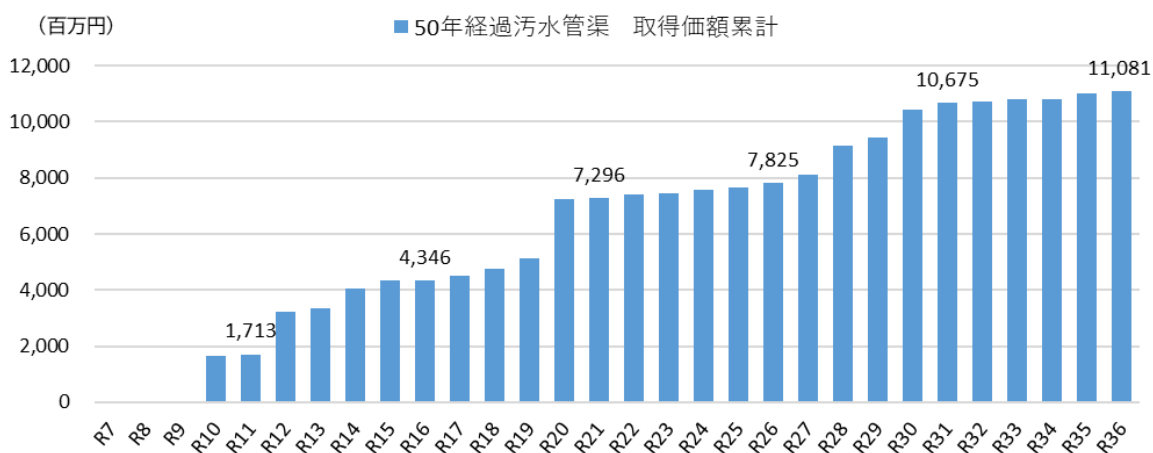
本町は昭和 52（1977）年度に供用開始のため、令和 10（2028）年度には 50 年経過し本格的な施設の更新時期を迎えることになります。しかし、耐用年数に合わせて更新を実施した場合、特定の年度に集中して多額の投資が発生することが予想されます。また、管渠の耐用年数は 50 年ですが、布設後 30 年を経過すると道路陥没の危険性が増加することも示唆されています。そのため、計画的に適正な維持管理による長寿命化や将来の汚水量を見据えた効率的な投資を行うことにより、施設の安全性の維持と更新費用の抑制および平準化を図る必要があります。

本町においては、汚水は流域関連公共下水道として整備しており、雨水は自然流下により排水していることから、処理場、ポンプ場は有しておらず、本計画の対象施設は管路施設のみとなります。

図表 3-6 汚水管渠の老朽化の見通し



図表 3-7 50 年経過汚水管渠の取得価額の見通し



3-3 組織の見通し

経営戦略の計画期間においては、現状の組織体制を維持しつつ、引き続き適正な定員管理を推進します。

第4章 経営の基本方針

4-1 公共下水道事業経営の基本理念

第5次利根町総合振興計画に定めるまちづくりの将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を実現するため、公共下水道事業を将来にわたって継続するため、以下のとおり基本理念を定めます。

未来につなぐ安心・安全な下水道

4-2 公共下水道事業経営の基本方針

重要な都市基盤の一つである下水道施設の普及促進を図るとともに、限られた財源の中、長期にわたり維持管理していくために、本町の下水道事業の現状と課題及び将来の事業環境を踏まえ、次の項目を基本方針とします。

清潔で快適な生活環境の確保

災害に強いまちづくり

これらの基本方針を達成するために、次の取組を実施することで下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

4-3 基本方針を達成するための取組

清潔で快適な生活環境の確保	効率化・健全化のための取組	a 資産の長寿命化と更新投資の平準化 b ダウンサイジング・スペックダウン c 水洗化の促進 d 下水道使用料の適正化
	抜本的改革への取組	a 広域化・共同化 b 民間活用
	その他の取組	a 組織・人財等
災害に強いまちづくり	防災・減災対策のための取組	a 浸水対策 b 施設の耐震化

4-3-1 効率化・健全化のための取組

a 資産の老朽化対策（長寿命化と更新投資の平準化）

老朽化が進んだ下水道施設は、日々劣化し管路破損等による道路陥没や汚水の流出等のリスクをはらんでいることから、全国的にこの老朽化対策が急務となり、国は平成 27（2015）年度に下水道法の改正を行うとともに、平成 28（2016）年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設しました。

本町では、この支援制度を利用し平成 29（2017）年度に第 1 期（平成 30～令和 4 年度）、令和 5（2023）年度に第 2 期（令和 7～11 年度）ストックマネジメント計画を策定しました。当計画に基づき、計画的な点検・調査を行うとともに施設の改築工事を段階的、計画的に実施することで、施設の適正な維持管理と長寿命化に引き続き取り組んでいきます。

また、ストックマネジメントを効率的・効果的に実施するために、リスク評価により優先順位（重要度）を検討し、管路の点検・調査及び修繕・更新改築計画の策定につなげていきます。腐食性環境路線は 5 年毎に点検を行い、10 年に 1 回の頻度で調査を実施します。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ストックマネジメント計画策定										

b ダウンサイジング・ス팩クダウン

既存の施設・設備について更新投資を行うにあたっては、将来の人口減、水需要の低下を視野に入れ、更新投資の対象となる污水管渠の更新後の性能（サイズ、耐用年数、能力等）の合理化に取り組むことにより、必要となる経費の節減を検討します。

c 水洗化の促進

公共下水道の処理区域において現在未接続となっている世帯に対して、本町の「利根町下水道接続支援補助金」及び「利根町水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給」制度の活用も含めて理解を促し、公共下水道への接続の一層の推進を図ってきました。今後も補助金等の制度の案内を行いながら接続の勧奨を続け、水洗化の促進を図ります。

d 下水道使用料の適正化

下水道事業では、独立採算制の原則として汚水処理費（公費負担分を除く）は下水道使用料で負担することとされています。しかしながら、経費回収率は 9 割弱で推移しており、一般会計からの繰入金（一般会計補助金）により経営補填している状況です。

国土交通省は、令和 2（2020）年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載し、ホームページ等で公表することを社会資本整備総合交付金等の交付要件としています。これを受けて、本町では令和 6（2024）年度に経営戦略の改定を行い、令和 7（2025）年度に下水道使用料の適正化の検討を行うこととしました。今後は、下水道事業

の経営状況を踏まえつつ、5 年以内に下水道使用料の適正化を検討し必要に応じて改定を行います。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道使用料適正化検討										

4-3-2 抜本的改革への取組

a 広域化・共同化に関する取組

平成 30（2018）年 1 月に国土交通省等から「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、下水道事業の広域化を推進することが求められています。

本町においては、令和 5（2023）年 3 月策定された茨城県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、連携メニューを活用することで、委託費のコスト縮減や計画策定時における技術水準の確保が期待できることから、次期事業計画策定時には、これらの活用を検討します。

また、現在、茨城県南水道企業団と共同で行っている下水道使用料徴収業務については、検針・料金徴収業務を隔月にすることで人材や委託経費の縮減が期待できることから、実施に向け検討を進めます。

b 民間活用に関する取組

下水道施設の老朽化、技術職員の不足、使用料減収等の課題に対し、解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP/PFI 手法）の活用が挙げられます。

汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP 導入を決定済み（公募済み）であることが令和 9（2027）年度以降の交付要件とされました。これを受けて、本町では、令和 9（2027）年度までにウォーターPPP の導入に向けた公募を実施し、令和 10（2028）年度よりウォーターPPP を開始することを目標として検討を進めます。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ウォーターPPP	調査	検討	公募	開始						

4-3-3 その他の取組

a 組織・人財等

地方分権が進展するなか、町民の行政（役場・職員）に対する要望や期待は質・量ともに高まっています。限られた人員で、高度化・多様化する住民のニーズに対応し、質の高い住民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの能力・可能性を十分に引き出し、活用するとともに組織の総合力を高めることが求められます。「利根町職員研修規程」に基づき、職員の人材育成に取組業務の効率性を一層高めていきます。

また、持続的に安定した下水道事業を運営していくうえで、公営企業職員としての職責を果たす人材の育成を進める必要があることから、国土交通省や茨城県、下水道協会等が主催する

講習会への参加の奨励等、職員の能力と意欲の向上を図ります。

4-3-4 防災・減災対策の取組

a 浸水対策に関する取組

近年、局地的に強い雨を降らせるゲリラ豪雨が頻発しており、下水道管（雨水）や道路の側溝で排水しきれない雨水によって、土地や建物が水に浸かってしまう浸水被害が多発しています。水害リスク情報の空白地帯の解消を目的として、令和3（2021）年度に水防法が改正され、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨（1000年に1回程度の降雨）に対する雨水出水浸水想定区域を指定することが義務付けられました。

本町は、浸水想定に必要となる想定最大規模降雨による浸水シミュレーションを実施するとともに、雨水出水浸水想定区域の指定と合わせて、内水ハザードマップの作成を進めております。「内水ハザードマップ」は、内水氾濫に関する情報等を住民に分かりやすく提供するとともに、住民を円滑に避難・誘導するための機能や自助及び共助を促すための機能を有することから、早期公表を目標に進めてまいります。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
内水ハザードマップ		公表								

b 危機管理等の体制整備

災害時に行政（町）自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震や水害等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（Business Continuity Plan）を策定していますが、これを基本として、下水道事業の実態に合わせ見直しを行っていきます。

c 耐震化に関する取組

下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進していきます。

4-4 経費回収率の向上のためのロードマップ

取 組 内 容	2025 令和 7年	2026 令和 8年	2027 令和 9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年	2032 令和14年	2033 令和15年	2034 令和16年
ストックマネジメント計画策定										
下水道使用料適正化検討										
ウォーターPPP	調査・検討		公募	開始						
内水ハザードマップ		公表								
経営戦略改定										

第5章 投資・財政計画

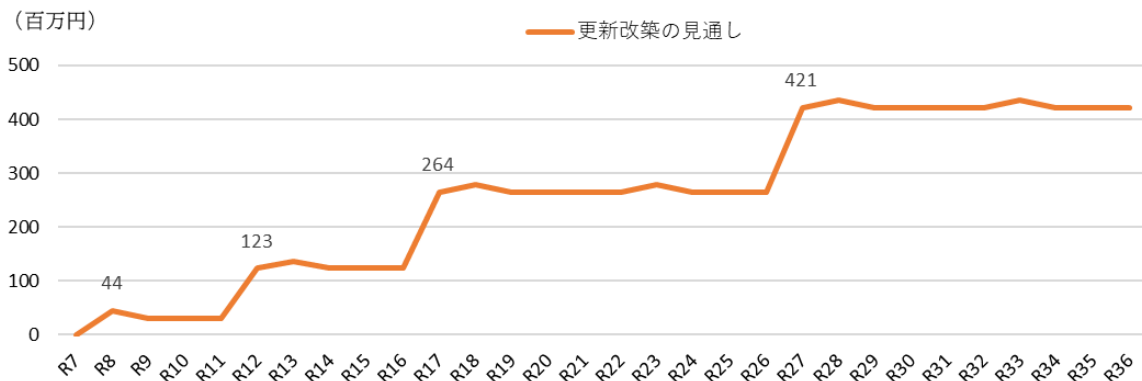
5-1 投資計画

① 投資の目標

「3-2 施設の見通し」より、供用開始から50年以上経過し法定耐用年数を迎える管渠が増加することから、今後の投資の中心は、更新投資となります。ストックマネジメントの考え方にに基づき、特定の年度に更新投資費用が集中しないよう平準化と、ダウンサイジング等による更新投資費用の抑制に努めます。

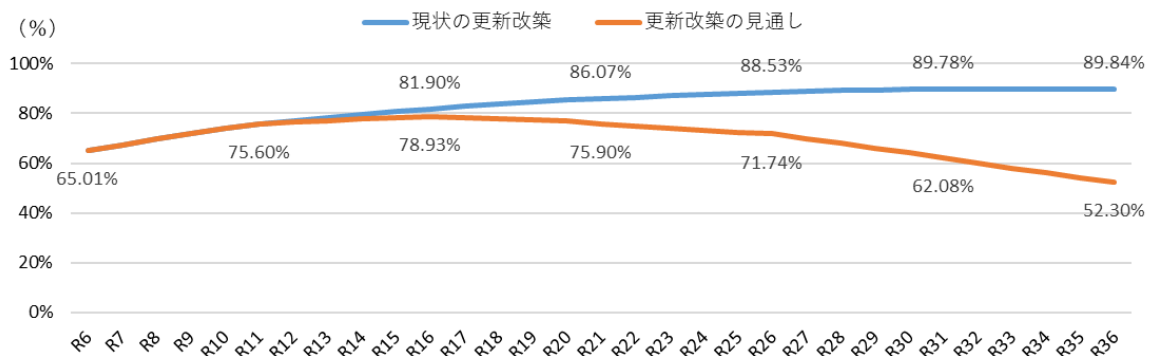
現状の更新投資年間30百万円から、令和12(2030)年度からは123百万円、令和17(2035)年度からは264百万円、令和27(2045)年度にはピークを迎え421百万円の更新投資を見込みます。

図表 5-1 污水管渠の更新改築投資計画



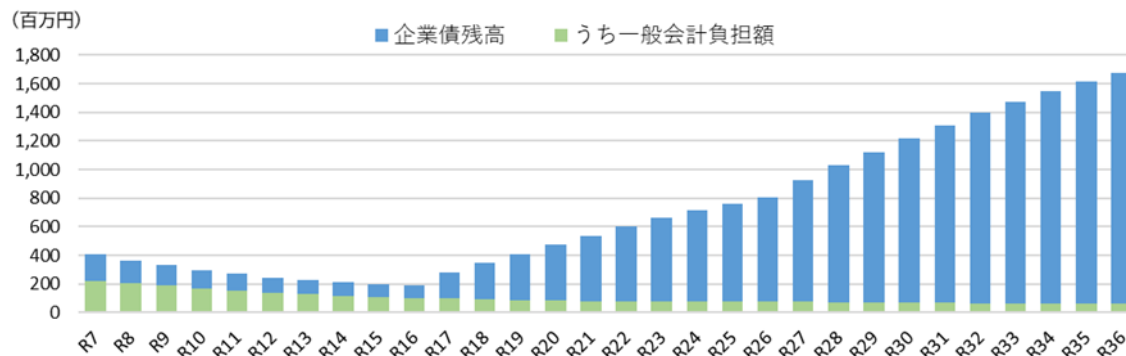
減価償却率は、現状の更新投資のペースでは10年後の令和16(2034)年度に8割を超え上昇し、老朽化が進んでいきます。見込みの更新投資を行うことで、令和16(2034)年度の78.93%をピークに老朽化した管渠の更新改築を進めることにより改善する見込みです。

図表 5-2 有形固定資産減価償却率



ただし、企業債の残高は、令和 16（2034）年度には 190 百万円まで減少しますが、更新投資費用が増加するのに伴い、令和 36（2054）年 1,678 百万円と増加する見通しです。

図表 5-2 企業債残高の見通し



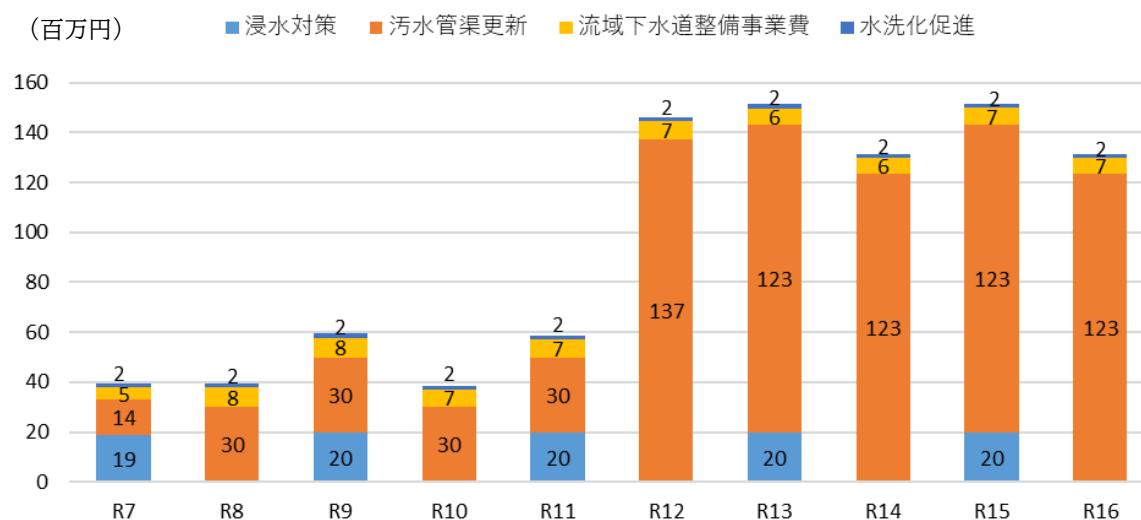
② 計画期間内の投資額

収支計画に反映した取組みとして、計画期間内の投資額は、本計画に基づき下記の事業を実施する予定です。計画期間の建設改良費の総額として約 946,702 千円を見込んでおります。

図表 5-3 計画期間に実施予定の主な事業

汚水老朽化対策	764,000 千円	実施設計、汚水管渠更新改築工事
水洗化促進	15,000 千円	公共ます設置工事
流域下水道整備事業費	68,702 千円	霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金
浸水対策	99,000 千円	雨水路改築工事

図表 5-4 計画期間の投資計画



5-2 財政計画

① 投資計画及び財政目標達成に必要な財源の確保

投資計画の実施に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、投資の合理化によって投資費用の圧縮を図るとともに、経営の効率化によって事業運営にかかる経常的なコストの削減を図ることが必要となります。

投資の合理化や経営の効率化を図っても、なお不足する財源を確保するためには、公営企業は独立採算制を経営の基本原則とすることを踏まえ、料金の見直しや企業債の発行を検討する必要があります。

② 目標設定

目 標	・ 安定した経営のため、経常収支比率 100%以上を維持します。 ・ 投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努めます。
-----	--

5-3 投資以外の経費について

① 下水道接続支援補助金事業

本町では、町民生活にかかる環境衛生の向上を図り、霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全のため、公共下水道接続工事に対し補助金交付の事業を展開しております。

補助対象者	浄化槽や汲み取りを使用中の方で、新たに公共下水道に接続される方
補助対象工事	公共下水道の接続工事に係る宅地内配管工事で下記のどちらかに該当する方
(1)	既設の汲み取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事 (新規配管の他、汲み取り槽の撤去、処分及び既設管の撤去、処分等を含む)
(2)	既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事(新規配管の他、浄化槽の撤去、処分、槽内の清掃、消毒及び既設管の撤去、処分等を含む)

補助金額

加算有	限度 35 万円	65 歳以上または 18 歳未満の方がいる世帯で、世帯課税対象所得が 348 万円以下の場合
加算無	限度 4 万円	上記の加算所条件を満たさない場合

5-4 収支計画策定の条件と考え方について

投資試算と財源試算を均衡させる収支計画策定にあたっては、計画期間における更新需要や実施見込み、必要経費等を整理し所要額の将来予測を行いました。予測においての条件と考え方を下記に示します。

図表 5-5 収支計画策定の条件と考え方

項 目		将来設定条件
1. 収益的収入		
営業収益	使用料収入	・ 年間有収水量×使用料単価 ・ 使用料単価は令和 5（2023）年度実績「119.71 円」を固定値とする
	他会計負担金	・ 雨水処理に要する経費として繰出基準に基づく ・ 区域外排水維持管理負担金を見込む
営業外収益	他会計負担金	・ 繰出基準に基づく
	他会計補助金	・ 基準外繰入として資本費の不足分とする ・ 繰越欠損金を計画期間内での解消を見込む
	長期前受金戻入	・ 既取得済資産については戻入予定額 ・ 新規取得資産については特定財源に基づき算出
2. 収益的支出		
営業費用	人件費	・ 令和 6（2024）年度予算額をもとに賃金上昇率を加味し計画 出典：内閣府 中長期の経済財政に関する試算より ・ 職員数は現状維持による計画
	動力費	・ 令和 6（2024）年度予算をもとに年間処理水量変動率及び物価上昇率を加味
	光熱水費・委託料・修繕費	・ 令和 6（2024）年度予算額をもとに物価上昇率を加味
	減価償却費等	・ 現況資産は予定額 ・ 新規取得資産は建築改良費に基づき算出 ・ 耐用年数は、管渠 50 年、流域建設負担金 35 年にて算定
営業外費用	支払利息	・ 既往債は償還予定表に基づく ・ 新規債は元金均等返済、金利は財務省貸付金利（令和 6 年 9 月）を採用
3. 資本的収入		
企業債		・ 流域下水道建設負担金の財源とする ・ 管渠更新工事の財源とする

一般会計負担金	・（基準内繰入）繰出基準に基づく試算による ・（基準外繰入）都市計画税を財源とする企業債元金償還金分の繰入
国庫補助金	・建設改良費の財源として補助事業費の 50%とする ・污水管渠更新工事を補助事業とする
4. 資本的支出	
建設改良費	・水洗化促進による公共ます設置工事の見込み ・老朽化対策による污水管渠更新工事の見込み ・浸水対策による雨水路改築工事の見込み ・流域下水道建設負担金の見込み
企業債償還金	・既往債は償還予定額 ・新規債は起債に対し期間 30 年、据置 5 年、元金均等返済として算出

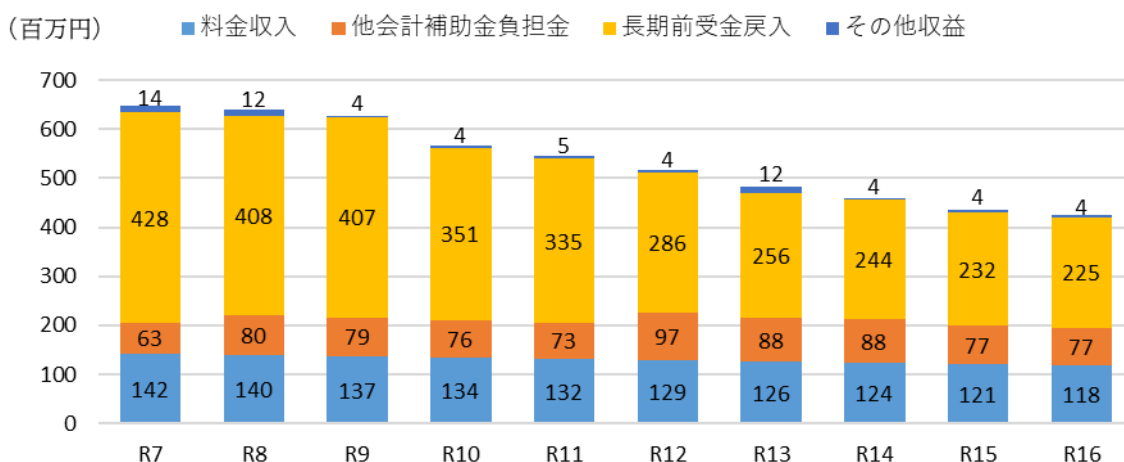
5-5 収益的収支の見通し

計画期間における収益的収支の見通しは下記の通りです。

収益的収入としては、下水道使用料収入、他会計補助金負担金に加えて、償却資産の財源とした補助金等を、減価償却費に併せて収益化する長期前受金戻入があります。

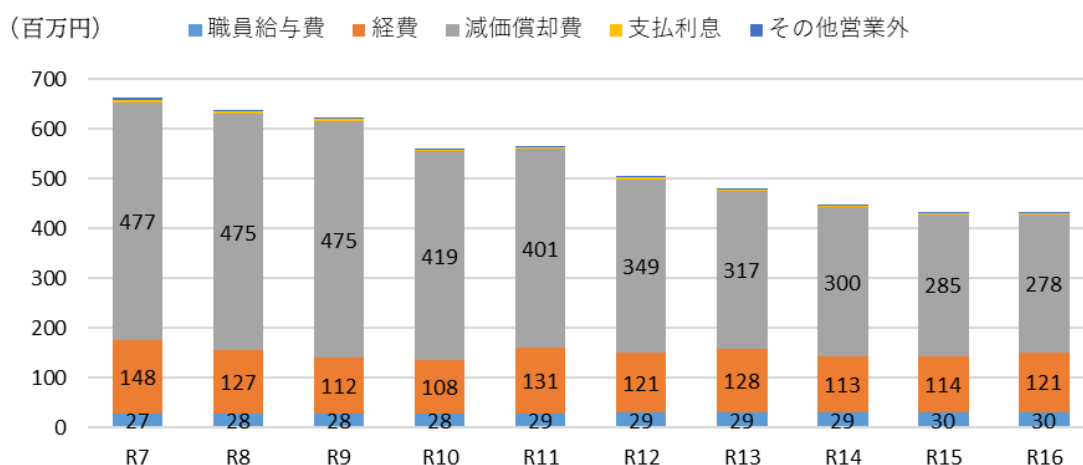
収益的収入は、減価償却費の減少に併せて長期前受金戻入が減少します。また、人口減少に伴い使用料収入が徐々に減少となる見通しです。

図表 5-6 収益的収入の見通し



収益的支出としては、職員給与費、動力費、修繕費等の経費、支払利息のほかに、減価償却費等があります。減価償却費は令和 7(2025)年度の 477 百万円から、資産の老朽化に伴い減少し、令和 16 (2034) 年度には約 6 割の 278 百万円となる見込みです。

図表 5-7 収益的支出の見通し

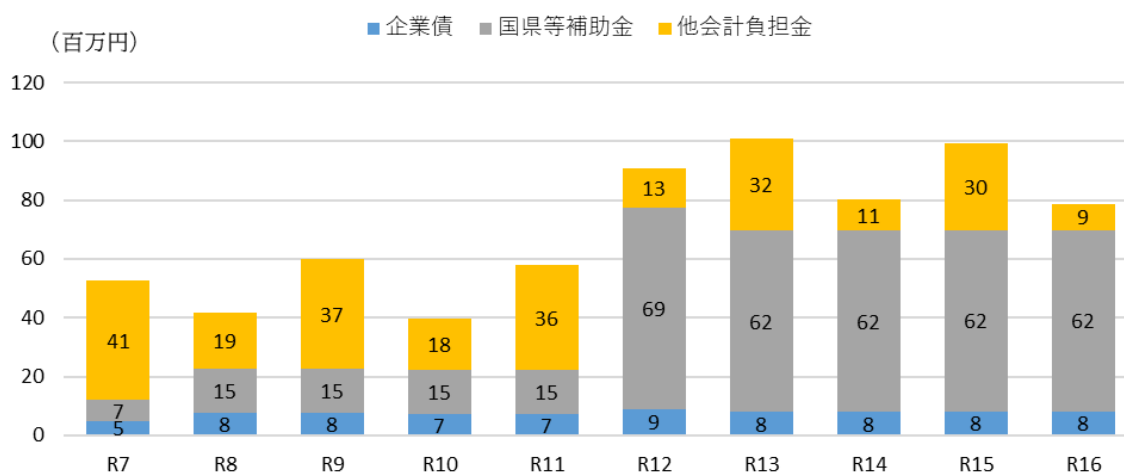


5-6 資本的収支の見通し

資本的収入としては、国県等補助金、企業債、受益者負担金及び他会計負担金（一般会計負担金）があり、建設改良費や元金償還金の財源を見込んでいます。

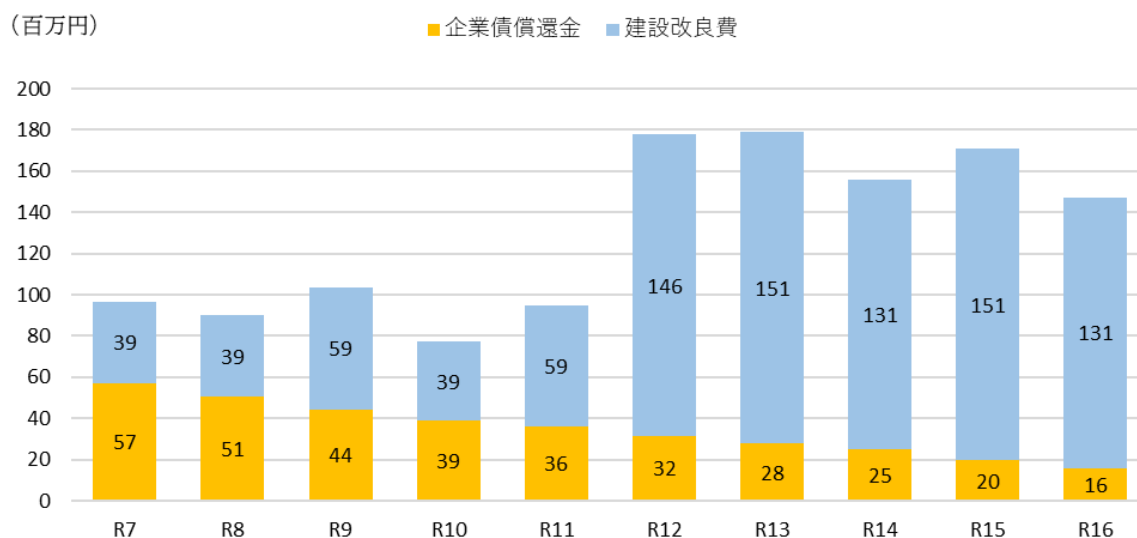
他会計負担金（一般会計負担金）は、雨水改築工事へ充てる繰入金や、都市計画税を財源とした企業債の償還に充てるための繰入金を見込んでいます。

図表 5-8 資本的収入の見通し



資本的支出としては、投資計画において見込んだ建設改良費の他に企業債の元金償還金があります。元金償還金は償還が進むに伴い減少します。

図表 5-9 資本的支出の見通し



5-7 経営指標の見通し

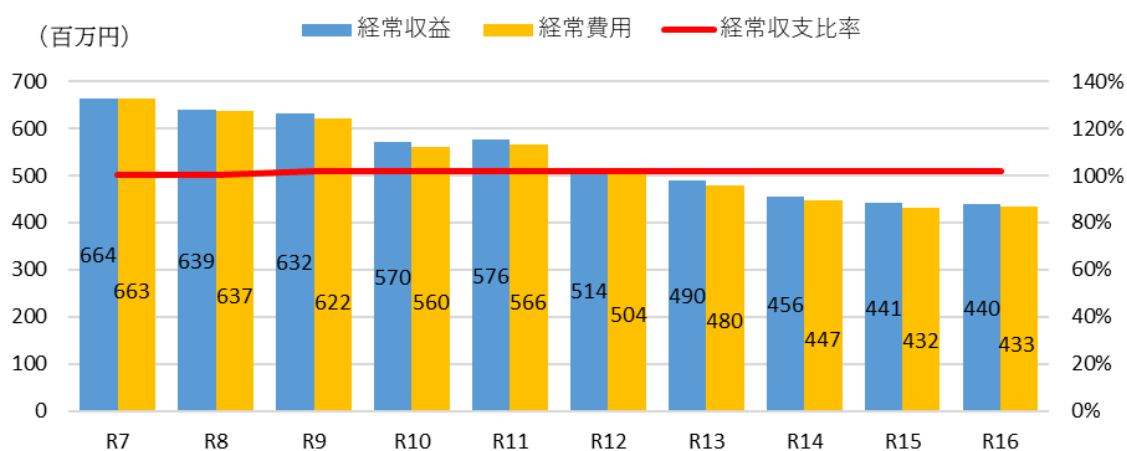
5-7-1 経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

100%以上を維持する見込みとなります。ただし、収益の不足分は一般会計からの繰入金で賄っていることに留意が必要です。

図表 5-10 経常収支比率

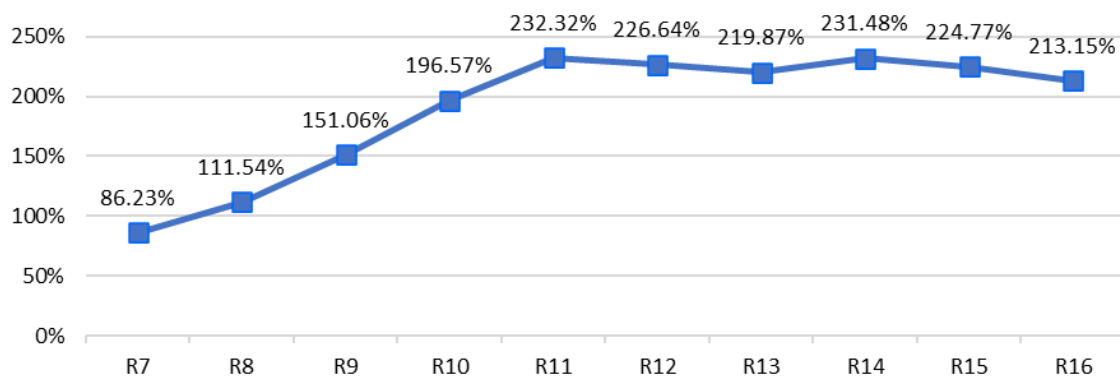


5-7-2 流動比率

流動比率は、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標です。流動負債が企業債償還金の減少に伴い減少するため、改善する傾向にあります。

$$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

図表 5-11 流動比率



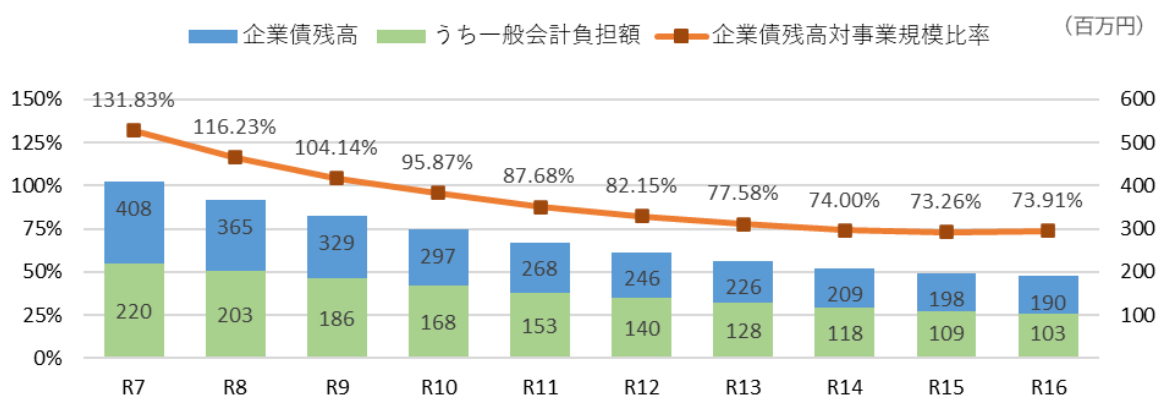
5-7-3 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、営業収益（使用料収入など）に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標です。

$$\text{（企業債現在高－一般会計負担額）} \div \text{（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）} \times 100$$

営業収益（使用料収入など）は減少する見通しですが、それ以上に企業債残高は減少するため、企業債残高対事業規模比率は下がる見通しです。

図表 5-12 企業債残高対事業規模比率



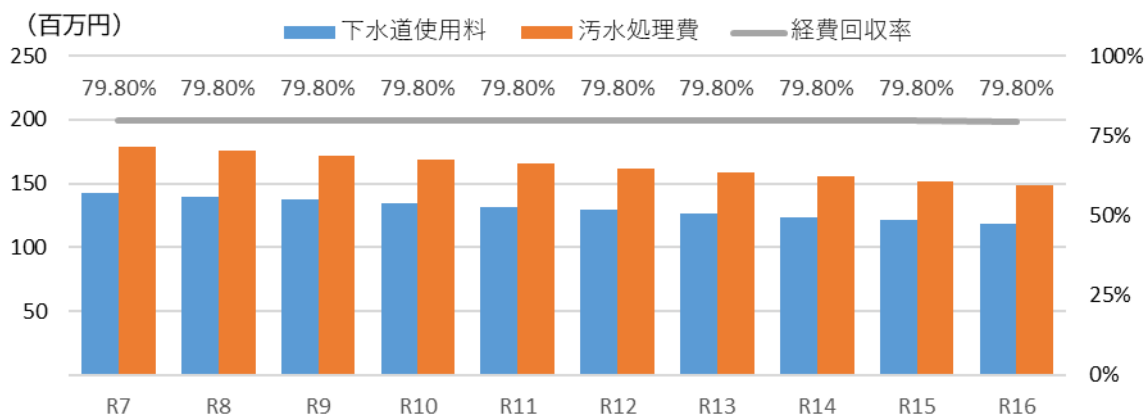
5-7-4 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表した指標です。

$$\text{使用料収入} \div \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \times 100$$

本指標が 100%を上回るとは、汚水処理に係る費用を使用料収入で賄えていることを意味します。汚水処理費は緩やかに減少しますが、使用料収入も減収の見通しのため、経費回収率は 79%台を維持する見通しとなります。

図表 5-13 経費回収率



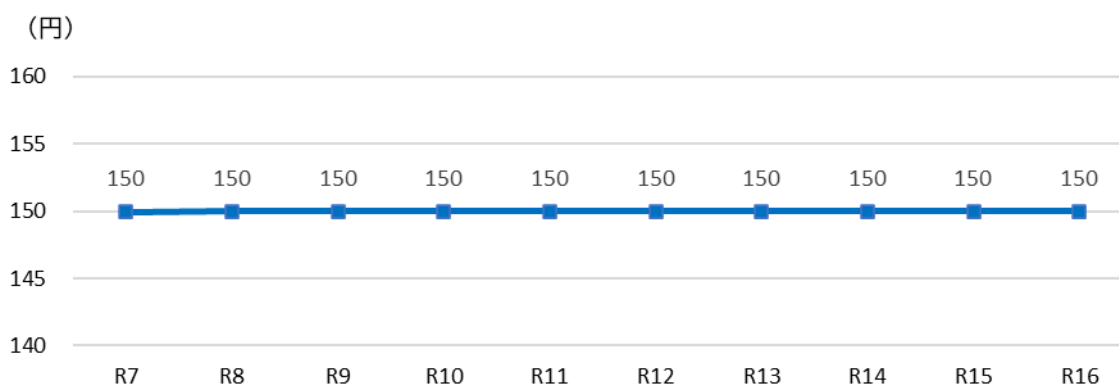
5-7-5 汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたり、どれだけ費用がかかっているかを表す指標です。

$$\text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \div \text{有収水量（m}^3\text{）}$$

有収水量は人口減少に伴い減少し、汚水処理費は公費負担（分流式経費への負担金）により減少していき、汚水処理原価は 150 円台を維持する見通しです。

図表 5-14 汚水処理原価

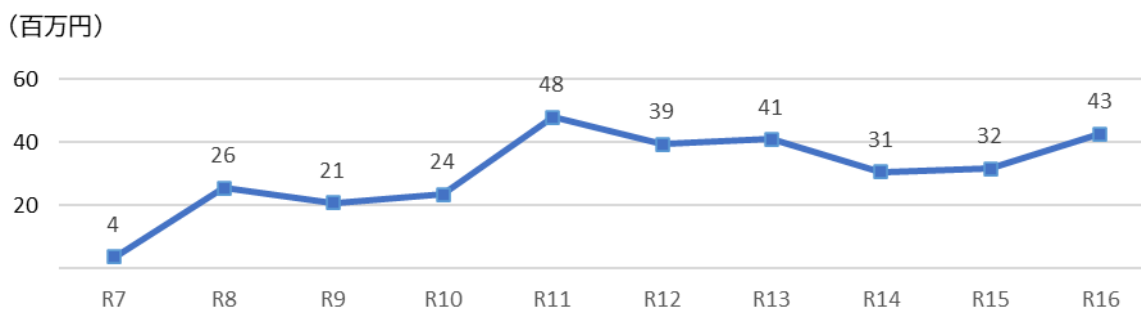


※分流式下水道等に要する経費…一般会計からの繰入金のうち、総務省の基準により、一般会計で負担すべき経費とされているものの1つです。分流式下水道等に要する資本費（減価償却費＋支払利息および企業債取扱諸費）の一部について繰り出すための経費になります。

分流式下水道は、雨水と汚水の処理を分けて行うことから、公共用水域の水質保全への効果が高い反面、建築改良費が割高となります。汚水に係る資本費は「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき本来は使用料によって回収すべきですが、分流式下水道の公的便益及び資本金格差に鑑みて、適正な使用料（150 円/m³）を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費について繰り出しの対象としています。

計画期間において、使用料収入が減少する見通しのため、使用料で回収することが困難である資本費が増加することにより、当繰入金が増加する傾向にあります。

図表 5-15 分流式下水道等に要する経費



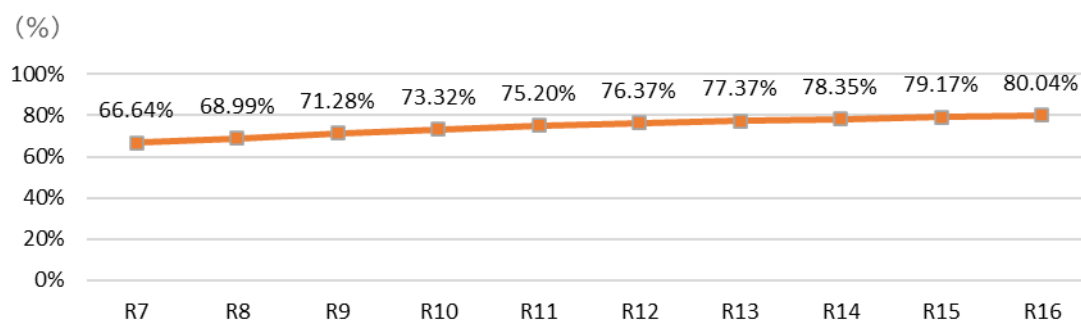
5-7-6 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示します。（※償却資産の帳簿原価は、取得時当初の帳簿原価による）

$$\text{有形固定資産減価償却累計額} \div \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$$

施設の見通しに示した通り、令和 16（2034）年度では污水管渠の 37%が 50 年を経過し、施設全体の減価償却率は 80.04%まで上昇する見通しです。

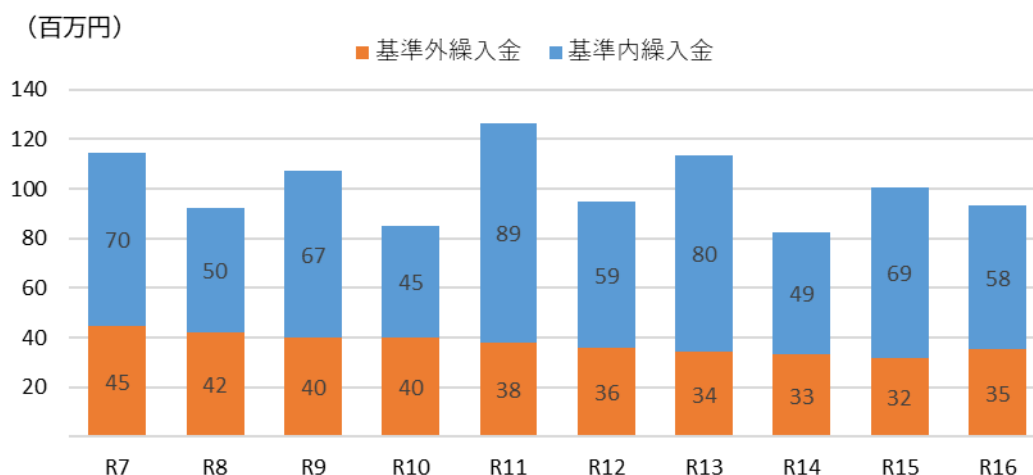
図表 5-16 有形固定資産減価償却率



5-7-7 一般会計繰入金

計画期間内の収益的収入と資本的収入を合算した一般会計繰入金は、次に示す通りとなります。一般会計繰入金には、公費で負担すべき「基準内繰入」と、本来であれば下水道使用料等の自己財源で負担すべき「基準外繰入」があります。毎年 3 千万円以上の基準外繰入金が必要となる見通しです。

図表 5-17 一般会計繰入金



5-8 経営指標等の目標値

現行の下水道使用料体系による経営指標等の目標値は、下記に示す通りです。

図表 5-18 経営指標等の目標値

項目		単位	望ましい動き	類似団体 平均値 R4	実績値 R5	目標値		計算式	指標等の意味
						R11(中間)	R16(10年目)		
経営の健全性	① 経常収支比率 ※R5実績値は 収益的収支比率	%	↑	107.01	93.31	100.52	101.09	経常収益/経常費用 ×100	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	② 企業債残高 対事業規模比率	%	↓	804.98	297.87	87.68	73.91	(企業債現在高合計－一般会計負担額) / (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
	③ 基準外繰入金	百万円	↓	—	14.28	38.14	35.31	公費で負担すべき「基準内繰入金」以外の繰入金	本来は下水道使用料等の自己財源で負担すべきもの。
経営の効率性	④ 経費回収率	%	↑	88.71	87.79	79.80	79.80	使用料収入/ 汚水処理費（公費負担分を除く） ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
	⑤ 汚水処理原価	円	↓	174.80	150.00	150.01	150.01	汚水処理費（公費負担分を除く）/ 年間有収水量	有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。
	⑤ 水洗化率	%	↑	90.67%	97.58%	97.59%	97.60%	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

図表 5-19 経営指標等の参考値

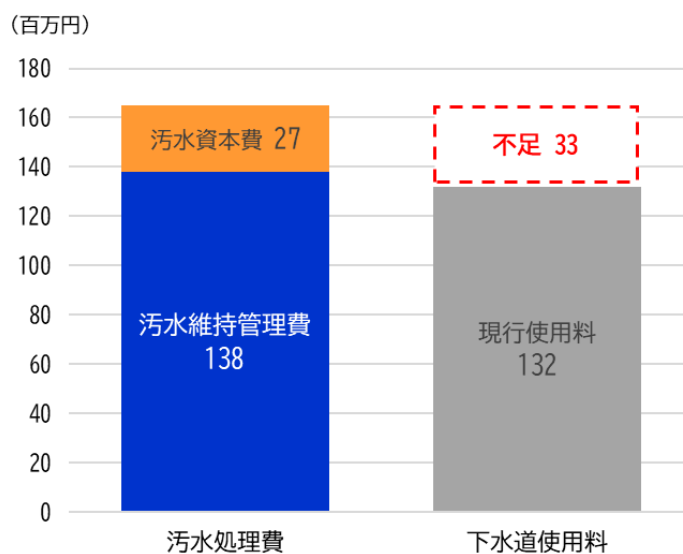
項目		単位	望ましい動き	2039	2044	2049	2054
				R21	R26	R31	R36
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	100.00	100.00	100.00	100.00
	② 企業債残高 対事業規模比率	%	↓	436.57	783.10	1506.28	2235.22
	③ 基準外繰入金	百万円	↓	36.75	46.87	56.65	64.80
経営の効率性	④ 経費回収率	%	↑	73.59	65.07	57.69	50.54
	⑤ 汚水処理原価	円	↓	162.66	183.95	207.49	236.86
	⑤ 水洗化率	%	↑	97.62%	97.62%	97.61%	97.58%

5-9 下水道使用料適正化財政シミュレーション

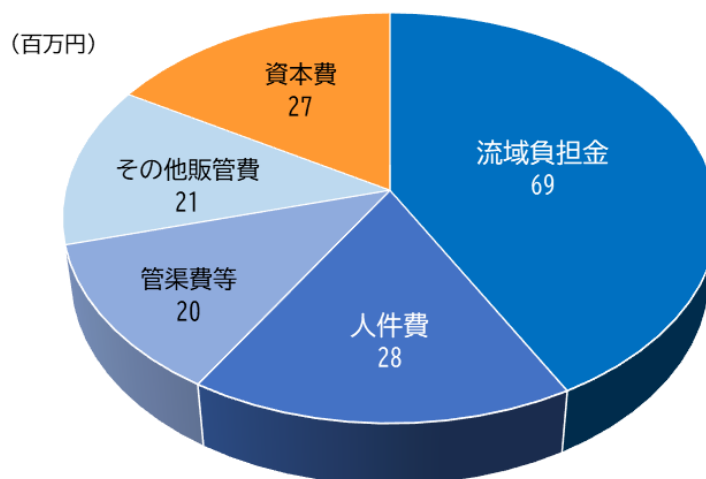
総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を参考に、総括原価の算定を行いました。原価算定期間は令和 9（2027）～13（2031）年度の 5 年間としました。

算定の結果、対象経費に対する使用料収入（現行使用料）の年換算した不足額は 3 千 3 百万円となります。投資・財政計画においては、営業外収益として一般会計繰入金により収支均衡を維持していますが、この収支不足額を解消するためには使用料改定が必要となります。

図表 5-19 総括原価の算定



図表 5-20 污水処理費の内訳

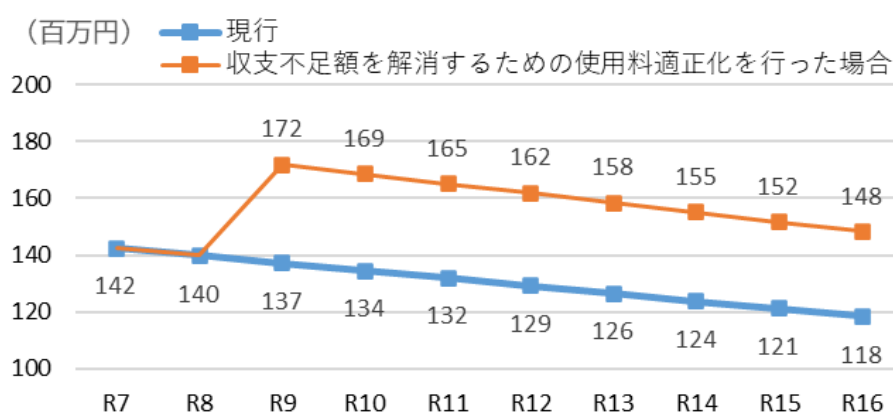


5-9-1 使用料適正化を行った場合の下水道使用料の見通し

不足分を使用料適正化で解消した場合のシミュレーションを示します。現状の使用料体系を維持した場合、令和16（2034）年度における使用料収入は約118百万円となる見通しとなります。これに対し使用料適正化を行った場合は30百万円増加の148百万円となる見通しです。

なお、人口減少の影響を受けるため、長期的にはどちらも緩やかに減少する見通しとなります。

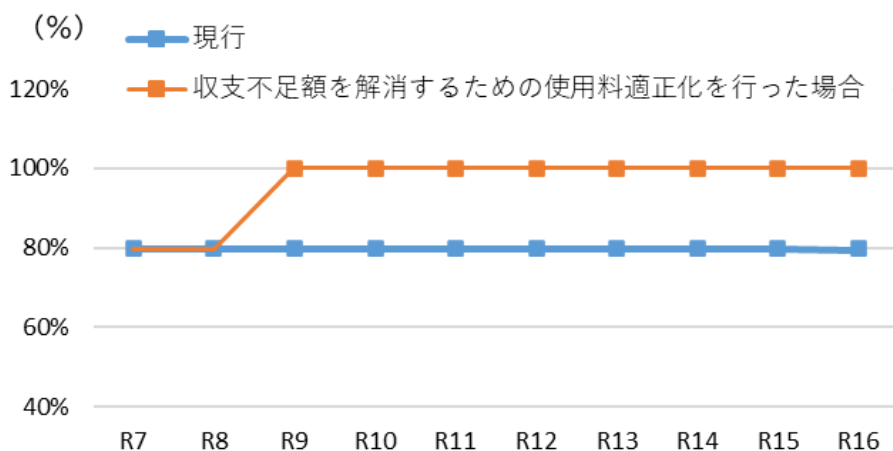
図表 5-21 下水道使用料の比較



5-9-2 使用料適正化を行った場合の経費回収率の見通し

現状の使用料体系を維持した場合の経費回収率約 8 割に対して。使用料適正化を行った場合は、ほぼ 100%を維持する見通しです。

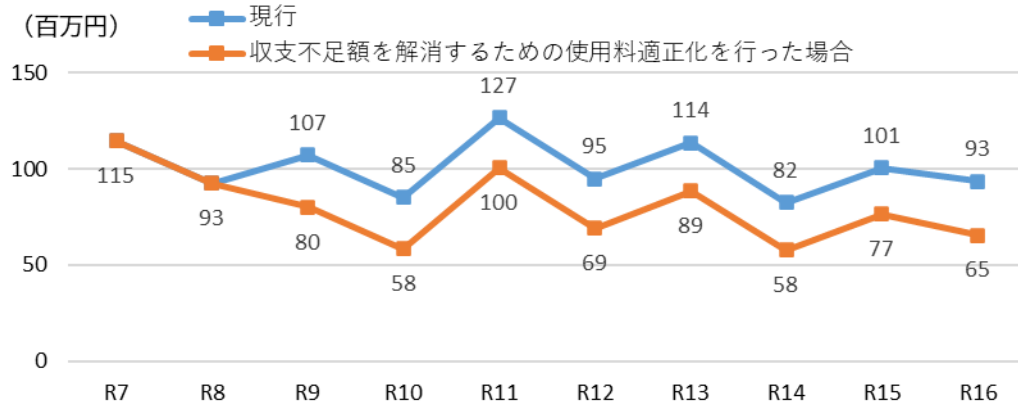
図表 5-22 経費回収率の比較



5-9-3 使用料適正化を行った場合の一般会計繰入金の見通し

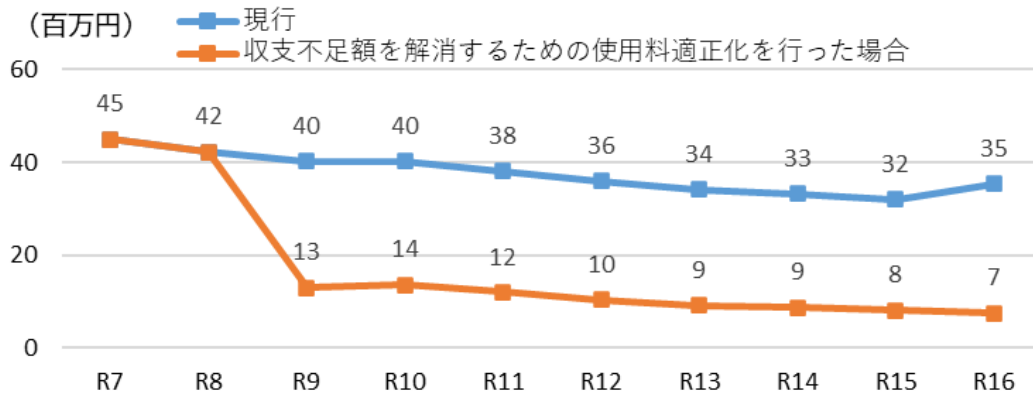
一般会計繰入金の推移は次に示す通りです。使用料の増加分は、収支の不足分を賄っていた一般会計繰入金を減らすことができます。

図表 5-23 一般会計繰入金の比較



また、令和9(2027)年度以降の基準外繰入金は、都市計画税を財源とした企業債の償還に充てるための繰入金となります。それ以外の繰入金は「基準内繰入金」となります。

図表 5-24 基準外繰入金の比較



図表 5-25 投資財政計画（現行の料金体系による計画）

(単位:千円, %)

区 分			年 度	前年度	本年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
				〔 決 算 達 〕	2025 令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	182,312	186,691	161,687	159,768	152,318	149,699	147,075	143,802	142,325	139,195	136,507		
		(1) 料 金 収 入	149,091	142,448	139,790	137,144	134,486	131,840	129,194	126,467	123,751	121,047	118,319		
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	27,411	38,433	16,087	16,814	12,022	12,049	12,071	11,525	12,764	12,338	12,378		
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(4) そ の 他	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810		
	収 入	2. 営 業 外 収 益	467,859	477,244	477,216	464,696	410,773	418,817	359,979	339,024	306,835	294,801	301,111		
		(1) 補 助 金	助 金	58,613	49,064	69,540	57,299	59,343	83,874	73,799	82,856	62,987	62,605	76,050	
			他 会 計 補 助 金	29,313	35,434	57,380	53,329	55,373	79,029	69,729	70,596	58,917	58,535	71,980	
			そ の 他 補 助 金	29,300	13,630	12,160	3,970	3,970	4,845	4,070	12,260	4,070	4,070	4,070	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	409,245	428,179	407,675	407,396	351,429	334,942	286,179	256,167	243,847	232,195	225,060		
	(3) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	収 益 的 支 出	収 入	収 入 入 計 (C)	650,171	663,935	638,903	624,464	563,091	568,516	507,054	482,826	449,160	433,996	437,618	
			1. 営 業 費 用	660,318	652,126	629,425	614,753	554,386	560,169	499,136	474,429	442,545	428,402	429,024	
(1) 職 員 給 与 費			給 与 費	26,312	27,149	27,604	27,900	28,202	28,508	28,817	29,099	29,386	29,674	29,968	
			基 本 給	13,437	13,919	14,151	14,303	14,457	14,614	14,771	14,916	15,063	15,210	15,360	
			退 職 給 付 費												
		そ の 他	12,875	13,230	13,453	13,597	13,745	13,894	14,046	14,183	14,323	14,464	14,608		
支 出		(2) 経 費	157,135	148,464	127,005	111,681	107,641	130,961	121,287	128,282	113,009	113,887	121,091		
		動 力 費	費	677	678	695	701	708	714	720	726	733	739	746	
			修 繕 費	18,044	22,613	22,930	23,746	19,049	19,220	19,391	19,566	19,743	19,920	20,101	
			材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			そ の 他	138,414	125,173	103,380	87,234	87,884	111,027	101,176	107,990	92,533	93,228	100,244	
(3) 減 価 償 却 費		476,871	476,513	474,816	475,172	418,543	400,700	349,032	317,048	300,150	284,841	277,965			
支 出		2. 営 業 外 費 用	12,901	11,079	7,990	6,762	5,756	5,398	4,969	5,458	4,402	4,135	3,875		
	(1) 支 払 利 息	7,900	6,518	5,557	4,873	4,349	3,908	3,545	3,286	3,037	2,834	2,687			
	(2) そ の 他	5,001	4,561	2,433	1,889	1,407	1,490	1,424	2,172	1,365	1,301	1,188			
	支 出 入 計 (D)	673,219	663,205	637,415	621,515	560,142	565,567	504,105	479,887	446,947	432,537	432,899			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			△ 23,048	730	1,488	2,949	2,949	2,949	2,949	2,939	2,213	1,459	4,719		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			2,296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 2,296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 25,344	730	1,488	2,949	2,949	2,949	2,949	2,939	2,213	1,459	4,719		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 25,344	△ 24,614	△ 23,126	△ 20,177	△ 17,228	△ 14,279	△ 11,330	△ 8,391	△ 6,178	△ 4,719	0		
流 動 資 産	流 動	資 産 (J)	98,698	99,217	110,998	131,911	163,102	205,580	182,742	177,269	159,143	147,143	143,767		
		う ち 未 収 金	32,291	33,066	28,637	28,298	26,978	26,514	26,049	25,470	25,208	24,654	24,178		
		負 債 (K)	125,555	115,066	99,517	87,321	82,976	88,491	80,630	80,623	68,750	65,464	67,450		
		う ち 建 設 改 良 費 分	57,239	50,520	44,301	38,767	36,179	31,555	27,900	24,852	19,619	15,951	14,805		
		う ち 一 時 借 入 金													
流 動 負 債	流 動	う ち 未 払 金	68,317	64,547	55,217	48,555	46,798	56,937	52,731	55,772	49,132	49,514	52,646		
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			△ 13.90	△ 13.18	△ 14.30	△ 12.63	△ 11.31	△ 9.54	△ 7.70	△ 5.84	△ 4.34	△ 3.39	0.00
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
		営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			182,312	186,691	161,687	159,768	152,318	149,699	147,075	143,802	142,325	139,195	136,507
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)															

図表 5-25 投資財政計画（現行の料金体系による計画）

(単位:千円)

年 度		前年度 〔決 算 見 込〕	本年度 2025 令和 7年度	2026 令和 8年度	2027 令和 9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度	2030 令和12年度	2031 令和13年度	2032 令和14年度	2033 令和15年度	2034 令和16年度
区 分												
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 権 平 準 化 債	2,500	4,900	7,800	7,800	7,200	7,200	9,000	8,000	8,000	8,200	8,200
	うち 資 本 費 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	24,002	40,800	19,069	37,033	17,599	35,585	13,111	31,531	10,687	29,704	9,002
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	0	7,000	15,000	15,000	15,000	15,000	68,600	61,600	61,600	61,600	61,600
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	26,506	52,700	41,869	59,833	39,799	57,785	90,711	101,131	80,287	99,504	78,802
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	26,506	52,700	41,869	59,833	39,799	57,785	90,711	101,131	80,287	99,504	78,802
	1. 建設改良費	7,550	39,478	39,345	59,345	38,700	58,712	146,128	151,197	131,165	151,300	131,332
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	62,360	57,239	50,520	44,301	38,767	36,179	31,555	27,900	24,852	19,619	15,951
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	70,910	96,717	89,865	103,646	77,467	94,891	177,683	179,097	156,017	170,919	147,283
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	44,404	44,017	47,996	43,813	37,668	37,106	86,972	77,966	75,730	71,415	68,481
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	30,989	44,017	47,518	43,150	37,115	36,368	84,434	72,334	70,002	66,487	64,132
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金	13,415	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	478	663	553	738	2,538	5,632	5,728	4,928	4,349
	計 (F)	44,404	44,017	47,996	43,813	37,668	37,106	86,972	77,966	75,730	71,415	68,481
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)		460,548	408,209	365,489	328,988	297,421	268,442	245,887	225,987	209,135	197,716	189,965
○他会計繰入金												(単位:千円)
年 度		前年度 〔決 算 見 込〕	本年度 2025 令和 7年度	2026 令和 8年度	2027 令和 9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度	2030 令和12年度	2031 令和13年度	2032 令和14年度	2033 令和15年度	2034 令和16年度
区 分												
収 益 的 収 支 分		56,724	73,867	73,467	70,143	67,395	91,078	81,800	82,121	71,681	70,873	84,358
	うち 基 準 内 繰 入 金	48,729	45,776	45,800	42,951	40,705	64,878	56,146	57,049	47,186	46,952	56,469
	うち 基 準 外 繰 入 金	7,995	28,091	27,667	27,192	26,690	26,200	25,654	25,072	24,495	23,921	27,889
資 本 的 収 支 分		24,002	40,800	19,069	37,033	17,599	35,585	13,111	31,531	10,687	29,704	9,002
	うち 基 準 内 繰 入 金	8,572	23,971	4,544	24,069	4,022	23,642	2,855	22,468	2,026	21,645	1,582
	うち 基 準 外 繰 入 金	15,430	16,829	14,525	12,964	13,577	11,943	10,256	9,063	8,661	8,059	7,420
合 計		80,726	114,667	92,536	107,176	84,994	126,663	94,911	113,652	82,368	100,577	93,360

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

6-1 進捗管理及び見直しの方法

本経営戦略については、PDCA サイクルに基づき、計画の策定 (Plan)、事業の実行 (Do)、達成度の評価 (Check)、改善 (Action) を行い、フォローアップしていきます。このうち達成度の評価及び改善については、下記に示すように、モニタリング及びローリングにより実施します。

(1) モニタリング

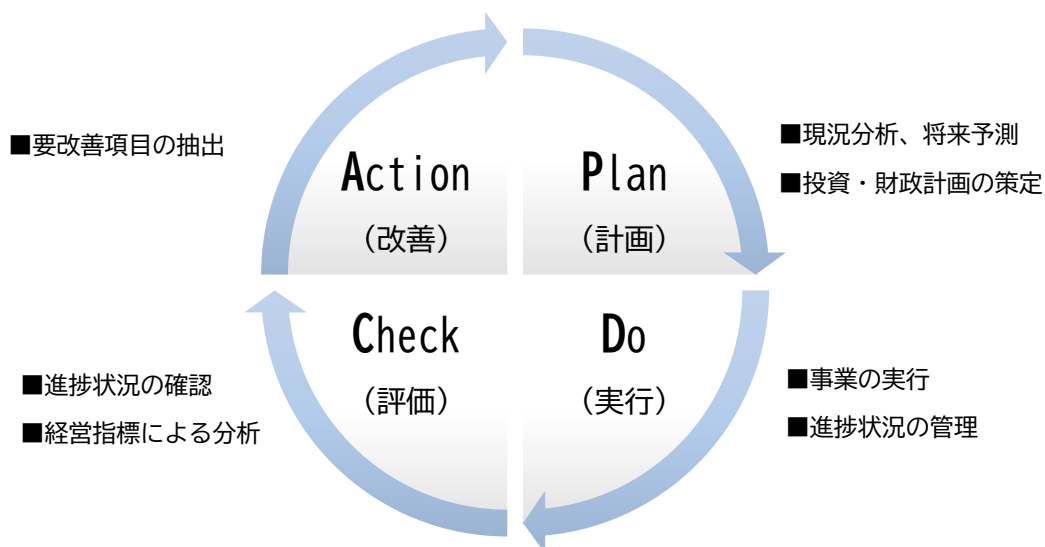
投資計画等の進捗状況の確認と財政状況（損益、資金残高、企業債残高）の確認を毎年度実施します。

(2) ローリング

計画期間の内のおおむね5年ごとに本経営戦略の見直し（ローリング）を行うものとし、次回は令和11（2029）年度に見直しを行う予定とします。

見直しにあたっては、モニタリングを踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討します。

図表 6-1 PDCA サイクル



《用語集》

用 語	説 明
あ行	
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な歳入と歳出を計上した会計
一般会計繰入金	一般会計と特別会計の会計間における現金の移動のこと。他の会計から入る現金
「雨水公費・汚水私費」の原則	雨水排除に要する経費は、自然現象に起因し排除による受益が広く及ぶことから公費により負担し、汚水処理に要する経費は、原因者や受益者が明らかであることから私費（下水道使用料）により負担するという経費区分の原則。
汚水処理費	施設の管理に要する経費のうち、汚水に係る維持管理費及び資本費の合計。
か行	
改築・更新	老朽化した施設の機能を回復させるため、その全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
管渠	水路の総称。給水・排水を目的とした水路全体を指す。地中に埋設されているものや、蓋に覆われていない水路などの形式がある。
企業債	地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるための借入のこと。
基準内繰入金	国が定めた基準に基づく、運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当し、一般会計で負担すべき経費とされているもの。
基準外繰入金	国が定めた基準によらない政策的経費、運営に伴う収入で経費を賄い切れない部分を補填するための一般会計からの繰入のこと。
減価償却費	固定資産の取得価額を耐用年数に合わせて、その期ごとに分割した、現金の支出を伴わない費用。
公営企業	地方公共団体が経営する企業のこと。水道事業、下水道事業、病院事業などがある。
公営企業会計	公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むための、民間企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した会計方式のこと。
さ行	
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用のこと。

資本的収支	管渠等の施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還などと、その財源となる収入のこと。
水洗化人口	下水道の処理区域内において実際に下水道に接続し、使用している人口のこと。
ストックマネジメント計画	施設全体の中長期的な老朽化の状況を予測し、リスク評価により優先順位付けを行ったうえで点検・調査及び修繕・改築を実施し、施設全体を計画的かつ効率的に管理していく計画のこと。
た行	
耐用年数	減価償却資産が、通常の維持補修の範囲において、その資産の本来の用途用法により、通常予定される効果をあげることができる年数のこと。
長期前受金戻入	資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を、減価償却に対応して収益化したもので、現金を伴わない収益のこと。
長寿命化	下水道施設の点検調査を行い、劣化状況などから総合的な評価を行うことにより、予防保全的な対策を講じて、既存の管路施設の耐用年数を延伸させること。
独立採算制	事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくこと。公費において負担する経費を除き、独立採算制の原則が適用される。
ま行	
マンホールポンプ	自然勾配の流下により排水されることが、地形的に困難な下水を排除するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設のこと。
や行	
有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
流域関連公共下水道	2以上の市町村の区域における下水を排除する流域下水道へ接続し、終末処理場を持たない下水道のこと。
英字	
PPP/PFI	PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップの略）公民連携を指し、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略）は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、PPPの代表的な手法の一つ。

利根町下水道事業経営戦略
(令和 7 年 3 月策定)
利根町